

令和元年

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 7 号)

第7号

6月14日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 7 号

○令和元年6月14日（金曜日）

議事日程（第7号）

令和元年6月14日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 簾 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

野田 恵子

労働委員会事務局長

山岡 哲也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。4番 平畑 武議員。

〔4番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○4番（平畑 武） おはようございます。よろしく願いいたします。議席番号4番、新政みえ会派の平畑武でございます。本日は1年生で初めてやらさせていただきます。

先日、質疑のほうで、自由民主党県議団の石垣議員が立たれましたけども、堂々として若さと元気さがあふれたすばらしいという、私はまずその好印象を持たせていただきました。そのように私もできればなというふうに思ったんですけども、残念ながらもう前期高齢者と昔言われておりました65歳に達しておりますので、意味は全く違うと思うんですけども、多分1年生議員ですから、若年寄議員と、こんな感じかなというふうに思っております。

そういうことでやらさせていただきます。肅々とこの質問をさせていただきますけども、何せ緊張しておりますので、いろんなこと、とんちんかんなことを言うかもしれません。先ほど議長のほうにはよろしく願いしますと言っておきましたので、御容赦願いたいと思います。

私は鈴鹿市議会で4年間、たった1期のみで県に来ておりますけども、そのときに悪い印象をつけてしまったなというのがございまして、実は北海道には日本一大きな釧路湿原というのがございます。私も鈴鹿市議会の中で一番失言が多い議員というふうに、悪いイメージを与えてしまったなということでございますけども、三重県議会議員になりましたので、そこを払拭するように、真面目に、こつこつと質問していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

もう一つ、暴走してもよろしいですかね。実は、鈴鹿のシャバーニとも呼ばれておりまして、ただ名古屋のシャバーニはイケメン、男前ですよ。私、鏡で見ても全然そんなふうには映らないんですよ。だから、多分違うんじゃないかなというふうに思っているんですけども、65年、この顔で生きてきましたので、残りの55年もこの顔で生きていきたいなと思っております。よろしく願います。

それでは、質問に入らせていただきます。今日は二つの大きな項目で質問させていただきますけども、最初に防災、減災の観点からの質問ですが、東日本大震災の発生を踏まえまして、中央防災会議の防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが出しております、南海トラフ巨大地震の被害想定について、第一次報告を平成24年8月に出しております。内容的には、建物被害、屋外転倒、落下物の発生、人的被害、この3項目について報告をしております。

続きまして、同年秋には、第二次報告が出されておまして、ライフラインの被害、交通施設被害、生活支障等、災害廃棄物、その他の被害シナリオ、経済被害について出されております。

この報告を受けまして、平成26年3月に三重県防災対策部が地震被害想定調査結果、ハザード関係の概要について、基本的な考え方、強震動予測結果、津波浸水予測結果を発表しております。

基本的な考え方の中では、想定する南海トラフの地震を過去最大クラスの南海トラフ地震としており、過去おおむね100年から150年間隔で、この地域

を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらすとしています。

過去には、684年の白鳳地震から仁和、永長・康和、康安、明応、慶長、宝永、安政、そして1946年を最後としております昭和地震ということで、200年、150年、100年という発生周期の間隔を縮めながら、この南海トラフ地震が発生しているということでございます。この昭和地震からも既に73年経過している現在において、30年以内で100年を超えるということから発生確率が高いというふうに言われているのではないのでしょうか。

今回は特に南海トラフ地震発生に伴う、津波による被害対策に絞っての質問とさせていただきます。ちょっと細かいんですけども、その部分に絞らせていただくということで御容赦いただきます。

同概要報告の中で、過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点による津波到達時間は、松阪市以北で60分以上、明和町以南の伊勢湾内で20分から30分、熊野灘沿岸では、英虞湾内や五ヶ所湾奥などを除いて20分以内、尾鷲市以南と志摩半島東岸から志摩半島の先端付近にかけてで、5分以内とされています。

また、最大津波高さは、松阪市以北で3から4メートル、明和町以南の伊勢湾内で5から6メートル、熊野灘沿岸の大半で6メートル以上、志摩半島先端付近の一部や東紀州地域では、10メートル近くに達すると見られています。

中でも最大は、志摩市志摩町越賀というところが11.7メートルと想定されております。

また、三重県防災会議の三重県地域防災計画、地震・津波対策編というのが先日赤い冊子でお配りいただきましたけども、その中で三重県の地震、津波対策の考え方の中で、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は、死者は最大で5万3000人、これは前からずっと言われている数字ですけども、全壊、焼失建物数は最大で約24万8000棟に上るとしています。

東日本大震災において新たに問題が浮き彫りになった津波対策をはじめ、

阪神・淡路大震災で学びながら、いまだに道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来、必ず後悔するとしております。これが本県が今、置かれている状況だとしています。

しかし、この事実を踏まえ、全員が危機感をもって事前の地震、津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけることも可能だともしています。

繰り返しますけども、理論上、最大クラスの地震における死者数は、5万3000人と想定しています。そのうち、津波発生時の逃げ遅れ等での死者数が約4万2000人となっています。ほとんどここに占めてくるということで、それでこの津波というところに焦点を絞ったということでございます。

先般説明を受けました、令和元年度三重県経営方針（案）の中で、注力する取組の災害に強い地域社会をつくるためのソフト対策には、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、県民の被害を軽減するため、あらかじめとるべき防災対応を検討し、三重県地域防災計画に反映するとともに、事前避難が必要となる地域の設定や避難所候補リストの作成、住民の避難方法等について、市町の地域防災計画等への反映を促進しますと書いております。

しかし、ハード対策については津波に関する記述は何もありませんでした。

上記の予測死者数を限りなくゼロに近づけることを目標として県は取り上げておりますけども、各市町を包括する県としてハード面も含め、今後、どのような避難対策を推進していかれるのでしょうか。お聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 南海トラフ地震の津波対応ということで、津波避難対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

本県では、平成24年度から平成25年度にかけて、議員からもお話がありましたけれども、本県に影響を及ぼすことが想定される南海トラフ地震などに関する地震被害想定調査を実施いたしまして、その結果を平成26年3月に公表をいたしました。

津波からの避難につきましては、この調査で得られたデータをもとに、津波から逃げるために最善を尽くす、津波から逃げて命を落とさないための対策を講じていくことを基本とし進めているところでございます。

津波避難対策につきましては、南海トラフ地震による津波の被害が想定される19市町において、津波の発生またはそのおそれがある場合における避難場所、避難経路など、住民等の迅速、円滑な避難を確保するために必要な事項を、市町が防災対策の基本となる地域防災計画に位置づけ、それに基づく取組が進められているところであります。

県では、市町の取組を支援するために、地域減災力強化推進補助金により、平成23年度から平成27年度にかけて、市町が緊急に実施する、備える、逃げる体制づくりを重点的に支援し、これにより県内では津波避難路整備が364カ所、避難タワーが2カ所、津波避難施設への外付け階段や屋上への柵の設置などの整備が34カ所で行われ、整備が進められたところであります。

現在、市町における津波避難施設の整備につきましては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により国による補助率が3分の2までかさ上げされる制度が創設されたことを受けまして、この制度も活用しながら取組が進められており、県では、住民主体の津波避難計画づくりや避難行動要支援者の避難支援具に対し、引き続き市町への支援を行っているところでございます。

それにあわせてですけれども、ソフト対策では、平成24年度に津波避難に関する三重県モデルを策定しまして、地域住民が主体となって、タウンウォッチングやワークショップによる話し合いなどを通じまして、住民一人ひとりが津波避難計画、Myまっぷランと呼んでおりますが、Myまっぷランを作成し、それを地域全体の津波避難計画へとつなげていく取組を展開しております。これまでに9市町59地区で取組が実施されております。

今後も、Myまっぷランを活用した取組の水平展開や、地域の皆さんが主体となって、お住まいの地区の災害リスクを把握された上で、その地区で懸念される災害の特性に応じた地区防災計画を策定いただく取組を推進し、共

助による避難体制の確保を図っていくことが必要と考え取り組んでいるところでございます。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

続きまして、同じく三重県地域防災計画の第2章で安全な避難空間の確保というところがございます、実施主体が県であるところの指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備とありますが、第3項対策では、公園等の県保有地や一定規模の県保有施設等について市町の指定緊急避難所、指定避難所として活用することを検討するというふうに、若干トーンダウンしているように感じます。

ここでちょっとフリップを見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）この今出している地図は、これは鈴鹿市の地図でございまして、29カ所、緊急避難施設というのがございます。

末松市長が3期目当選されまして、この期間内にあと二つ増設するというふうになっています。トータル2023年までに31カ所に増やすと聞いております。

この中で、これは何のために出しているかと言いますと、見ていただきますと、南部のほうに集中しているんですね。ほとんどが南部のほうにあって、その中間のところはまばらにしかないということで、この数だけがあると書いても、実際、地図でプロットしたときに漏れが出てくるというところ、実際、距離的には18キロメートル弱ですから、三重県全体のちょうど10分の1ぐらいの海岸線の距離かなというふうに思います。

これを縮図として考えていただいた場合に見ていただきたいと思います。

海岸線の長さ、10分の1ということでやっておりますが、やっぱり過疎になっている部分、施設があんまりない場所、ここのところを三重県として当然把握されていると思うんですね。各市町への指導をなされていると思いますが、海岸線の住宅居住区の同様の状況が三重県でもいっぱい南のほうにもあるんじゃないかなというふうに思っております。人が住んでなかった

ら、それはそんなに大きなことではないのかもわかりませんが、住んでおるのであれば、数だけではなくてそこら辺もちょっと考えていただきたい。

まして鈴鹿市の例をとりますと、高台といっても岸岡山と高岡山といつてとんでもないところにあるぐらいで、ただ岸岡山はすぐ近くにあるんですけども、登る道が2本しかないんですよ。先ほどの話からいくと、空間を確保するためにはあんまり金をかけなくても道なんかをつくれると思うんです。緊急的な道路でしたら。そういったところの抜けを三重県全体で見てもやれるんじゃないかなというふうに考えております。

津波浸水ハザードマップで浸水の可能性がある認められる地域を有する市町に対し、高台など安全性が確保された指定緊急避難場所や津波避難ビル等の確保、浸水しない地域での指定緊急避難場所の確保等となっておりますけども、これに対して市町を指導する立場として具体的にはどのようにかわって確保していかれるのでしょうか。お聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 指定緊急避難場所の確保について答弁をさせていただきます。

指定緊急避難場所は各市町が災害対策基本法に基づきまして災害が発生、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を図ることを目的として、防災施設の整備の状況、あるいは地形、地質など地域の実情を総合的に判断して、地震や津波など異常な現象の種類ごとに指定をして、公示しております。

津波を対象とした指定緊急避難場所につきましては、平成31年4月現在、19市町におきまして、高台にある公園やグラウンド、津波避難タワーや津波避難ビルなど県内2030カ所が指定されております。県としましては、市町等防災対策会議の場などを活用しながら、市町に対し、地域の実情に応じて、対策を推進する上で必要となる場所の確保を促しております。

その中でも、津波避難タワーは、想定される津波が来る前に、既存の避難場所だけでは避難が間に合わないなどの理由で避難できない、いわゆる津波

避難困難地域を解消することを目的として市町が整備をしております。

県内の津波避難タワーにつきましては、平成31年3月末現在で、9市町28カ所に設置されており、現在、松阪市などでも建設に向けて取組が進められておるところであります。

また、津波避難マウンドが3カ所で整備されておりますほか、民間施設等を活用した、津波避難ビルは496カ所の指定がされております。

今後、市町が津波避難タワー等の避難施設を設置する際には、地域で計画策定が必要となることから、地域の理解や合意形成を図りながら進めていただくことが重要であると考えております。

県といたしましては、こうした取組への助言、支援はもとより、市町の計画策定が促進されますよう、住民の皆様が防災意識を高めていただくための啓発を進めるとともに、引き続き指定緊急避難場所への避難経路の設定や津波避難訓練の実施などを支援していきたいと考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

タオルでちょっと汗を拭かせていただいたんです。これは先輩議員の長田議員から、あそこに行くときはタオルを持っていけという指導がございまして、やっぱり役に立つなと今思ったところでございます。

次の質問に行かせていただきます。

2018年度に三重県内の観光地を訪れた人が、前年比で41万人増の426万5000人というふうに言われておりまして、過去最多を記録したようでございます。海外の観光客は若干減っていると聞いておりますが、三重県の実情を知らない人たちへの避難周知を徹底するための対策はどうしていくのでしょうかということですが、現在、各市町の電柱に数多くの海拔表示がなされております。津波到達最大高さなどを知っている人は、どの高さまで避難すればいいかというのはわかると思うんですね。実情を知らない人にとっては、今いる場所が安全なのかどうかさえわからないのではないのでしょうか。

例えば、提案ですけれども、電柱など可能な限りの場所に、理論上で考えら

れる最大津波到達高さを目に見える形で表示するといった考え方はできないものでしょうか。

あわせて逃げる方向等の表示があれば、さらに安全度は増すかと思います。

一方では、現に居住している方々へそういうことをすると不安をあおることが懸念されますけども、この場合、どちらが安全サイドの考え方かということだと思います。

先日、東日本大震災後に長年、ボランティア活動を続けておられる方から、いろんな調査した結果を聞く機会がございました。新政みえ会派の1期生は4人おりますけども、その4人でその話を聞くということで、その方に来ていただいて、実際にレクチャーしていただきました。その方が言うには、東日本大震災の教訓を即、生かすならば、まずは緊急避難ビルまたはタワーなどの確保が必要だと思うと。先ほど私が質問したような、数だけじゃなくて、均等に人数に応じたタワー等々が必要ではないかということですね。また、どの方向にどこまで逃げれば安全というような指標が必要だということを思っています。その方いわく、残念ながら三重県はそれができていないということで、海拔表示はいろんな地域で目にするが、最大津波到達地点を表示している地域は見たことがありませんと、しみじみと語られたのが印象的でした。

先日の一般質問で野村議員の観光防災に対する回答の中で、観光地、室内表示の充実、それから観光客参加型の避難訓練、カードなどコミュニケーションツールを使ってやると、それから国内外の観光客へのセミナー開催などが回答となされておりましたけども、これはやっぱり繰り返し訓練やっていかないけませんし、受けた方はわかるんですけど、受けてない方のほうが圧倒的に観光客というのは多いかなと思うんですね。そうなっていくと、現実として津波被害を受けた東北地方の各市町でやり始めている、この目に見える表示というのは有効じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 想定される最大の津波高の表示ということで、

注意喚起や避難行動につながるのではないかと、その促進についてお答えをさせていただきたいと思います。

災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難場所などを標識等で周知しておくことは、発災前に住民や観光客などが円滑に避難を行う上で重要と考えております。

災害対策基本法におきましても、各市町は居住者等の円滑な避難に資するよう、想定している災害や災害の危険が及ぶことが想定される地域等について、ハザードマップなどにより周知に努めることが求められているところでございます。

県内では、緊急時にもわかりやすいデザイン標識の統一を図るため、景観との調和を考慮しつつ、効果的で統一的な標識の基準を設けました、三重県避難誘導標識等設置指針を策定しております。また、みえ防災・減災センターにおきましては、みえ防災・減災アーカイブを通じまして、地震、津波の石碑等の情報を掲載しまして、過去の地震、津波の教訓を継承する取組を進めているところでございます。

このほか市町では、尾鷲市におきましては、津波ハザードマップとリンクさせた海拔表示ポストが主要国道に設置されておりますほか、桑名市長島町では、伊勢湾台風で大きな被害を受けた経験を次世代に伝えるために、実際に浸水した高さを表示した標識が設置されております。

さらに、住民だけでなく観光客などにも災害時の避難のきっかけとなるように、先般県内のJ AあるいはJ A共済三重県本部、中部電力などの支援をいただきまして、官民連携により県内で510カ所の電柱に海拔や避難所が表示されている標識が設置されております。

設置場所や内容は市町の要望も反映し、例えばこの設置につきましては、外国人の多い鈴鹿市では、それぞれの電柱に表示をする2枚のうち1枚は英語表記にするとか、海に近いところは海拔表示を入れるとか、それぞれ地域の実情を踏まえた形になってございます。

県としましては、様々な標識の設置は避難する者の視点から見た災害リス

クの見える化として、リスクの注意喚起や避難行動の促進に有効と考えておりますが、設置場所や設置内容などにつきましては、景観であるとか、まちづくりの取組、あるいは地域の実情などを踏まえ、地域の住民の皆さんの理解を得ながら進められることが必要であるということを考えておりますことから、今後とも先進事例の情報提供をするなどの助言、支援を行いながら、市町の取組を促してまいりたいと考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

今、回答いただきましたけども、やはり電柱等々への海拔表示等々がメインになっているという回答でございました。やはり海拔ではどうしても理解できない部分がある。誰でもわかる表示というのを景観等もご置きますし、当然住民の気持ちを逆なでしない形での表示ということになろうかと思えますけど、ここはやっぱりもう一度突っ込んで考えていただきたいなと要望いたしましたして、この質問を終わらせていただきます。

最後の締めくくりは、いろいろ東日本大震災の中で、釜石の奇跡とかこういうのはありましたけども、やっぱり死者数ゼロの三重県の奇跡というのを必ず起こしていただきたいと要望いたしましたして終わります。

次に、第2項目のふるさと納税について質問させていただきます。

ふるさと納税はしつこく私も市議会の中で言わせてもらっておりまして、毎年7月上旬ぐらいに前年分の発表があるんです。残念ながら平成30年度のデータ、ちょっとしかありませんという中での質問ですけども、このふるさと納税制度が発足したのは、平成20年4月でございます。総務省のふるさと納税ポータルサイトを見ていただきますと理念が表示されておりまして、タイトルには、ふるさと納税で地方創生というふうに書かれております。その後、ふるさと納税で日本を元気に！という小タイトルがありまして、その中には以下のように書かれております。

地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返しをしたという思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、

一人前にしてくれた、ふるさとへ。何となくじーんと来るような文面でございます。私は都会生まれではございませんから、余計感じるのかもわかりませんが、そういったことで都会で暮らすようになって仕事について納税し始めると、住んでいる自治体に当然納めることになります。この税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みはないかという思いから、このふるさと納税というのは導入されております。

こういったことで、このふるさと納税の三つの大きな意義として、第1に、納税者が寄附先を選択できるということで、この使い方を自分で考えることができるという貴重な体験をできるということになります。

第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、応援したい地域に力になれる制度であることから、人を育て自然を守る地方の環境を育む支援になる。特に三重県からしてもそうですけれども、人口流出の先がやっぱり大都会のほうに行ってしまうということから、我々からしたら人を貸してあげているんだという気持ちなんですよね。だから、ふるさと納税で返ってくる分についてとやかく言わんといてほしいなというふうに感じる部分もございます。

そういったのもありまして、あと第3に、自治体が国民に取組をアピールすることで、ここが大事なんですけども、自治体間の競争が進むことで、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を考えてもらうこと、ここが大事なんだと思っているんです。この納税の制度はですね。

こういうところで、総務省から発表されました、ふるさと納税に関する現況調査結果というのが、平成20年度から平成25年度にかけては大体年間100億円の数字で推移してきておりました。

ところが、平成26年度には4倍の400億円、27年度にはさらに4倍の1650億円、平成28年度には2840億円、そして平成29年度に3650億円、データはまだ出ておりませんが、30年度は恐らく4600億円を超えるんじゃないかというふうに言われております。こういうことからこの発表をちょっと待って確認はしたいと思います。

確かにこの制度は、このような立派な理念と意義でつくられていると思うんです。

ところが実体を見ていただきますとわかりますように、大体ふるさと納税されている方は肉に集中しているんですね。おいしい肉が食いたい、おいしい魚が食いたい、おいしい果物が食べたい、またおいしいお酒が飲みたい、こういった恣意的な個人的な嗜好に偏った、ふるさと納税の仕方ということになってますから、必ずしも掲げた理念と意義に合っているかという、非常に考えさせられる部分があるのかなというふうに思います。

ただ、私自身がこの制度で今締めつけが入っているのを見ますと、当時、何もなかったときは結構あおってたんですね。もっとやってくださいみたい感じであおっておきながら、いきなりいろんなことになってきたら、やめなさいというようなことを言うてる。もともとそんな意義じゃなかったでしょう、もうちょっとちゃんと守ってくださいよ、そういうのはだめですよ、例えば鳥羽市の真珠なんて、まさにここの産物だと私思います。

だけど、そういったものまで制限してくる。それは何かちょっと総務省、やり過ぎじゃないですか。済みません。総務省の話をしたらいけませんけども、ちょっとそこは考えるように思うんですよ。

だから、正直、こんなことを言ったらだめなのかもしれませんが、この制度は未来永劫続くとは考えておりません。

ただ、そうは言いますが、悪法も法なりということがありますので、制度を利用することは、必ずしも間違いではないと思っております。

資料2のデータを見ていただきたいんです。（パネルを示す）皆さんのところに行っているのは、恐らく表が色塗りになってないかと思うんですけども、前を見ていただきますとわかりますように、この黄色で塗った四つの地方自治体があるんですけど、ここは平成30年度のデータを入れております。これを見ていただきますと、結構大きな数字が、496億円とかそういった数字が出ております。この四つの黄色いのを覚えといていただきたいと思います。

それから、緑で塗ったのが幾つかあると思いますけど、これは全部で43地方自治体がございます。

ここだけ覚えといていただきまして、ただ上のほうのこのデータを見ていただきますと、突然、ばんばんばんばんと何十億円という金額が出てきているということで、ここが先ほど言った部分なんです。

例えば、宮崎牛の生産地である都城市、都農町なんかは上位にあります。これはまさにそうです。上峰町というのも佐賀牛の生産地なんです。米沢牛の米沢市や国内和牛生産の天童市、土幌牛生産地の土幌町、それからウナギの養鰻地であります鹿児島県大崎町、海産物の焼津市と根室市、こういった納税額の上におるところが、さっき言った食べ物にしている。

現に都城市の状況を見てみましても、9割は肉と焼酎に特化しています。実際にふるさと納税される方は、宮崎県の方はほとんどいないという状況です。だから、理念とは全くかけ離れているのかなというふうに思っております。そういったことでございます。

ただ、この制度を使って、先ほど都城市を出しましたけども、ここは地域が物すごく活性化しているんです。というのは、その産物をパッキングしたり加工したり、そういったのも全部地元でやるんです。地元の業者の方がやりますから、地元の産業が潤っているんですよ。この産業を潤すということは、一応ふるさと納税の考え方としては正しい方向に進んでいる。

ちょっと最初はやり過ぎた感がございます、都城市の例を挙げますと、100万円寄附をしますということになりますと、宮崎牛というのは当時、全国ナンバー1の肉というふうに言われておりました。これが25キログラム、A5ランクの肉が25キログラム来るんです。それから焼酎、黒霧島ですけども、これを365本、金額出してもらったらとうに100万円超えるんですよ。こういったべらぼうなことをやって、当然総務省からお叱りを受けて制限されてきております。

ただ、平成29年度現在でも42%ぐらいの返礼率になっているんだと思うんです。必ずしも守ってはおりませんが、徐々に徐々に下げてきながら、

それでも地域の事業者とか、あとは生産者とかの活性化には非常に寄与しているということから、私はこのやり方というのは、決して間違っていないんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、全てが悪いというふうには思いません。そういったことでございます。

ただ、近年の、先ほど言いました四つの市町、これは泉佐野市と佐賀県みやき町、それと和歌山県高野町、それから静岡県小山町、この四つについては金券を配り始めたんです。平成30年度から。そのことで一気に、爆発的に出てしまったものですから、総務省がいきなり待ったをかけざるをえないと。これは明らかに度を越しているということから、それは当然の結果だとは思っています。

けども、それ以外の例えば三重県ですと、結構きちっと守っている、後ほどデータ出させていただきますけども、ということです。

例えば、泉佐野市の例をとりますと、平成29年度ぐらいのときはまだまだという言い方ですけども、1万円の寄附をしますと、いろんな選択肢があるんですけども、ピーチポイントを5000円分お返しするとか、あと黒毛和牛特上カルビ700グラム、これの原産地は鹿児島県、宮崎県、三重県、兵庫県です。自分とこのものは一つもない。それから、ブランド黒毛和牛の赤身切り落とし1キログラムというのがあるんですけど、これ近江牛です。そういうことで自分とこないものを出しているというのがありまして、例えば鈴鹿市の返礼品の中にも、もともとはお茶しかなかったんです。お茶しかない時代の8年間は平均で138万円しか寄附額はありませんでした。その次の年から1億円になるんですかね、プロジェクトを組んでいただいてやった結果、1億6200万円までアップしたと。そのときにいろんな産物を、お茶しかなかったものを肉であったり、例えばさくらポークという豚肉であったりとか、いろいろそういうものを広げていく中で数が広がってきたと。

やり方自体いろいろありまして、これはいいことだと思っております。こういうふうに戻礼割合を平成29年4月に3割以下にするように、それから金銭類

似性の高いものはだめよ、資産性の高いものもだめですよ、価格が高価なものもだめですよと総務大臣の通知が出ました。

それを受けて全国市長会と全国町村会において、そういうふうに対応をしましょうという申し合わせを行ったわけですね。

それでも守らないところが出てきておまして、平成30年5月に見直しがなかなか芳しくないところ、これは都道府県に対してヒアリングを実施しております。

多分、三重県は恐らくなかったんだと思うんですよね。ちゃんと守られていると思いますから。

そういったことで、それで見直してそれでもやらないところを、さっきの四つの市町、ここのところで何とかしやなあかんということがありまして、この平成31年3月に、全国都道府県を対象としたふるさと納税制度に関する説明会が開催されております。これは参加されているはずですね。

このようなところで、地方税法の寄附金税額控除、ここの第37条の2という項目ですけども、ここの改正をこの6月1日にやったところでございます。その中で、地方団体に対する基準として、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、それから返礼品は返礼割合を3割以下にすること、返礼品は地場産品とすることと、この三つが出されております。

これについて、一応東京都を除く全地方団体、46道府県と1741市区町村が全て指定の申請書を出しております。その申請書を出したんですけどもさっき言った四つの市町は、それ以降もひどいことをやってたということで指定をしないということになりました。

今度は初めてなんで、実は10月1日から翌年の9月30日が期間となりますので、そこまでの4カ月分と合わせて1年4カ月を指定したということになります。さっきの43団体というのは、その中でも怪しいので、とりあえず4カ月分だけ指定します。もう一度、さらに申請してください。そこまでに抑制しなかったら指定取り消しもありますということで制限されています。三重県は一つもございません。

三重県のデータをちょっと見ていただきます。

(パネルを示す) これは三重県のデータですけども、三重県は残念ながら900万円までしか平成29年度ではきておりません。これはお話を聞きますと、県が出しゃばると市町の本当の取り分を侵してしまうんじゃないかということで、随分遠慮されてて、県がやるわけにいかんという回答でございました。

ただ、佐賀県なんかは結構凶々しくやられてますんで、そんな遠慮することもないのかなというふうには思っております。

こういったところで見ていただきますと、たまたまこの平成29年度でトップでありました鳥羽市が5億円ぐらいですけども、本当は志摩市が以前は7億円程度あって1位だったんですね。それもだんだん総務省の制限で減ってきている、こういったところでトータル30億円ぐらいで三重県はきてます。こういったことから結構、三重県は守っているというふうに考えられるんですね。

ちょっとぐだぐだと説明が長くなって質問せえやということになるんだと思いますから質問させていただきますけども、時間も予定よりも大分進んだなというふうに思っております。

では、質問です。全国市町村のふるさと納税額ランキングでは、総務省の指導に従っても、堅実な努力で結果を残している市町村が数多く見られますということで、一方、三重県内には、他の自治体に負けない地場産品が私はあると思っております。おりますけども、結果だけ見ますと、ほかの何十億円と出しているところから見ると、本当に懸命な努力がなされているのかどうかというのはわかりませんねということです。このことがよいとか悪いとか言う気は毛頭ございません。

ただ、南海トラフ地震等の財源不足等々があるんであれば、瞬間的に必要なお金が出せる制度というのはあるわけですから、利用しない手はないですよねということを行っているわけでございます。

そういった中から、地方税法改正の中で、地場産品という基準を見ていただきますと、原則は単一の市町村域としておりますけども、発展型として近

隣の複数市町村を幾つかまとめて、共通の返礼品等を取扱うとか、県が音頭をとって全県で共通の品を、といったのがありまして、そこをどういうふうによく利用して三重県として指導していくのかなど。

そういったことで、やはり市区町村を包括する都道府県ということで考えていきますと、当該都道府県の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内各市町村による告示の解釈の整合性が確保されるように積極的な役割を果たすというふうになっております。

県としての各市町との協議も含めて、今後の支援のあり方について御説明をお願いいたします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、市町のふるさと納税に対する県の支援について、市町の現状なんかも含めながらお答えをさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税制度、議員からも御紹介ございましたけども、ふるさとや地方自治体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みとして多くの方に活用され、その実績は平成29年度には全国で約3600億円余りと着実に伸びております。また、近年多発する災害等における被災地への支援をはじめとして、自らの意思で寄附を行うことを通じて、我が国の寄附文化の醸成にも貢献しているところでございます。

一方で、議員からも少しありましたが、近年、この制度の運用の実態が、本来の制度趣旨から逸脱しているのではないかと指摘がありまして、一部の地方自治体が過度な返礼品を送付していたことから、地方税法が改正されまして、この6月から、ふるさと納税の対象となる地方自治体を総務大臣が指定するように制度の見直しが行われたところでございます。

三重県内の市町におきましては、先ほど議員からも御紹介ありましたように、これまで制度に沿った対応をしておりますので、全ての市町が総務大臣の指定を受けたというところでございます。

県内市町の実績でございますが、平成29年度には、4月の総務大臣通知等で返礼品の見直しが要請された影響を受けた市町もございました。現在では、その各市町で制度の趣旨に沿いながら返礼品の充実に努めるなど、寄附額を伸ばすために取組を強化しているところと認識をしております。

少し市町を取組を御紹介したいと思います。桑名市あるいは亀山市、多気町などでは、モノではなくサービスを返礼品として送付しており、地元郵便局と連携しまして、郵便局員が寄附者が依頼した高齢者の住まいなどを定期的に訪問する見守りサービスを提供しております。

いなべ市では、現物寄附という形でふるさと納税の募集を行っておりまして、家庭で不要となった楽器を寄附していただくことで、これを市内の小・中学校で活用する仕組みを考案していただいております。

また、県南部地域では、市町が都市部での交流会を合同で開催し、ふるさと納税のPR活動を行うなど、広域での情報発信に取り組んでいただいております。

全て紹介できませんが、このように、県内各市町におきましては、創意工夫を凝らして様々な取組が進められているところでございます。

ふるさと納税に対します市町の考えは様々でございますので、県としましては、市町の自主性を重んじつつ、制度に関する国の動きなどは的確に情報提供を行うとともに、制度に沿った対応について助言を行ってまいりました。

また、全国的に様々な優良事例がございますので、市町だけでは情報収集が難しい場合も、そういうこともありますので、こうした情報も積極的に収集をしまして提供しながら、市町を取組を後押ししているところでございます。

今後とも、議員から御紹介ありました、新たに制度化されました近隣市町村や都道府県と連携した地域の特産品の取り扱い、こういうことなども十分に考慮しまして、ふるさと納税制度が有効に活用されますように、市町に寄り添った支援を行ってまいりたいと、そのように考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） 御答弁ありがとうございました。今度の法改正にのっとった見直し等々もやっていかれるという回答でございまして、非常に心強いなと思いました。

正直言いまして、この制度に頼ることが行政をつかさどるのに正しいのかということは、ちょっと疑問が残るわけですけども、ただルールとしてはあるものは、使えるものは使って県民、市民が喜ぶことだったらやるべきかなと思います。必ずしも何千億円を目指してくださいと、そういう話ではないんです。やっぱり各市町で頑張っていて、その分をいろんな対応に使っていただくような、県が見守りと指導をやっていただいて、お互いにその研究会等々も立ち上げていただくといった進め方もあるのかなと思っております。そういった中から、やはりよりよいものにしていったらいいのかなと思っております。

ここで予定どおりちょっと時間が余ってまいりますし、はしょった部分が5ページほどございますので、その分、ちょっと紹介させていただきますと、実はこの法改正がなかったらどういうふうになるんだろうというふうに思っておりました。

都城市の例をしつこく出すんですけども、これは平成27年度に42億円、それから28年度、73億円、いずれも全国1位でございます。そのときに、菅官房長官が都城市を訪れておられまして、そのときに彼は言っているんですね。やっぱり私の思ったとおりのことをやっていただきましたと、本当に地域が活性化した事業をやってもらっています、これは私が本当に望んだ姿なんですということではほめちぎっていかれましたもんで、周りが調子に乗っていっぱい、都農町なんかドーンときたということでございます。都農町も79億円ぐらいの利益、いきなり出してきたということで、これはやばいこと言ったなと感じてはしたけど、実際、先週の日曜日、都農町に菅官房長官、行かれますよね。そういった意味では何か知らんけども、宮崎牛にこだわりがあるのかなというふうに思っておるんです。

この使い道が私はすばらしいと思っております。子ども支援ということで、

放課後児童クラブ事業に12億円ぐらい使っておりますし、まちづくり支援に、まちなか活性化プランということで2億円、それから環境支援、公園の桜の再生事業、ソメイヨシノというのは60年ぐらいが寿命と言われてますから、それは来ていると植えかえないといけないということもあります。いきなり全部植えかえるわけにはいきませんから、徐々に徐々にやっていくということで4億円使っている。それから、スポーツ、文化、長寿支援に2億円とといったようなことをやっております、実は法律改正がなかったら、私も考えていたのは、三重県内で有名な方がおられますよね。例えば吉田沙保里さん、ああいう方が、それは津市が主張されるかもわかりませんが、そういった方に高額な納税者の方には、例えば吉田沙保里さんと試合ができるとか、そういった券を、あと鈴鹿市出身の浅尾美和さんっておりますよね。あの人達とビーチバレーボールの対決ができるとか、そういった、モノじゃない案というのもあるんだと思うんです。たしかシンクロの方も有名な方、おみえになりますよね。名前はちょっと忘れましたが、知事、御存じありませんか。そうですか。そういった方も例えば伊勢志摩のこの間、サミットがあった場所で食事を知事と一緒にできる、そういう券を発行するとか、こういったのもありかなと思っておりました。

だけど、残念ながら法改正で、多分そこはひっかかってくるんだろうなというふうに思います。

ただ、そういった都城市の例をしっかりと出してますけども、一番印象に残ったのは、そこで担当する行政の方、係長職階の方でしたけども、その方を中心に2名で専属的にやられております。それが非常に楽しみながら、仕事を生き生きとやって周りをどんどん引き込んでやっているんです。その姿がすばらしいな、行政としてはこうあるべきなんだろうな、楽しみながら仕事をして結果を出している、こういったのがやっぱり三重県でも取り入れられたらすばらしいものが生まれてくるし、周りも活性化するんだろうなと。知事がいつまでおみえになるかわかりませんが、そこはあえて言いませんけども、やっぱり鈴木英敬知事というのは全国でも有名な知事でありますから、

ああ、三重県というのはさすが素晴らしいなというふうに多分思われるようなことがやることによって出てくるのかなど。将来に確かにプラスになると思いますから、そこら辺も心してやっていただければなと思っております。

あともう一カ所だけ例を説明させていただきます。

これは茨城県境町。ここは茨城県内で平成27年度から4年連続で納税額の1位を継続しております。恐らくですけども、30年度の結果は、広報さかいというのがあるんですが、それによると58億円ぐらいになるというふうに速報で出ておりました。

そういったことで、この境町は、この寄附金を生かして、子育て支援日本一を目指し、子どもたちの未来のために最大限の投資を考えていきますというキャッチフレーズを出しております。

ここは何を目玉にしているかといいますと、実はモデル校の小学校1校で英語の教育をやっておりました。3人のフィリピン人講師を入れて、ある1校ですとその学校全体が毎日1時間ずつ英語の授業をするということをやって、実は、平成31年度から20名に講師を増やして、全体で中学校、小学校合わせて7校しかないんですけども、そこに20名配置して英語の授業やっていって、要は中学校出るときには、ほとんどの方が英検2級を取れるというようなことを目指してやっているんです。そこに財源として使っている。そこが結構、皆さん、無料ですから、塾に行ったら月3万円かかるところを無料で受けられるという特典もあって、こういった目玉になるようなことをやっております。

ただ、境町の現状は非常に苦しくて、将来負担率ってありますよね。あれが全国でも悪いので有名です。茨城県でナンバー1の悪さ。187%。ということは、もうとんでもない借金だということになるんですけども、将来負担比率ですけどね。その分がただこのふるさと納税、4年で60%ぐらい減少してきているということで、このままいきますともうちょっとで、平均までは行きませんが、切らんじゃないかというふうに言われています。そういった使い道もあるということなんです。

だから、いろんな困りごととこのふるさと納税というのは考えようによっては使えるということでございますから、一考に値するというところでございます。そういったことを考えていただければなと思っております。

最後になりますけども、このふるさと納税というのはあんまりやり過ぎると、回りから見てもいいふうに使われたい、何や、あそこは、もうちょっと知恵ないのかと言われるのが落ちということで、とんでもないことになるんですけども、鈴鹿市も実は世田谷区を走る小田急線、これの電車で宣伝をつけまして、そこで一番返礼品を求められる、要は納税していただける方が世田谷区中心に多かったものですから、そこに宣伝カーを走らせました。それによって一時的に年末にがっと増えるという状況がここ二、三年続いているんですね。そういったことでやりようによっては、ただこれが今後できるかどうかというのは別として、考えるという価値はあるのかなと思っております。

今日はちょっと下らんなどというような質問だったかも知れませんが、私なりに1年生としてデータのない中で質問できるのはこのことぐらいかなと思って質問させていただきました。1期生、新政みえには4名おりますので、あとの3名が9月、12月、2月ともう番手も決めましたので、また来年6月まで質問ございません。そのときはきちっと質問させていただきます。ちょっと早いですけど、終わらせていただきますけど、よろしいですか。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 16番 田中祐治議員。

〔16番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○16番（田中祐治） おはようございます。松阪市選出、自由民主党県議団の田中祐治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今日は、松阪の伝統の工芸品、松阪木綿を着てまいりました。少し宣伝のために上着を脱がせていただいて、皆さんによく見えるようにして質問をさせていただきたい、そんなふうに使っておりますので、失礼して上着を脱がせていただきたいと思います。

それと、松阪市は7月13、14日に祇園まつりが行われるわけでございます

けども、この13日の夜には三社みこしというのが行われます。これは全国から来るわけですが、担ぎ手の方も募集してます。いつも1000人以上の担ぎ手が集まります。そのみこしバージョンの腕時計がこれでございます、ぜひとも7月13日、三社みこしへお越しをいただければな、そんなふうにも思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に伴いまして、順次、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、一昨日、館議員からも御紹介をいただきました、みえ松阪マラソンの支援についてお伺いをいたします。

近年の健康づくりの高まりと相まって、ランニング人口が増えつつある中、市民が手軽に参加し、楽しみながら走ることができるフルマラソン大会が全国各地で開催され盛況となっております。また、マラソン大会には、多くの参加者が集まり、開催都市に多大な経済波及効果をもたらしております。現在、フルマラソンを実施していないのは、47都道府県のうち福井県と三重県だけになってしまいました。

そんな中、一昨年度の三重県知事と松阪市長の1対1対談の中で、竹上松阪市長から鈴木知事に、松阪市でのフルマラソンの開催に向け、関係機関や関係団体への協力依頼や財政面での支援をお願い申し上げましたところ、知事から、松阪市で計画しているフルマラソン大会を三重とこわか国体・三重とこわか大会のプレイベントとして位置づけ、連携して取り組むことで両大会のPRに大きな相乗効果が見込めるとして、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課などが、松阪市フルマラソン開催準備委員会にオブザーバーとして参画をいただき、開催に向け御協力をいただきてまいりました。

そして、先週の6月3日、これまでの準備委員会を経て、みえ松阪マラソン実行委員会の設立総会が開催され、大会名称をみえ松阪マラソンとし、来年の12月20日日曜日に開催することが決定をいたしました。

(パネルを示す) これはコースの案であります、スタートはこの辺、ク

ラギ文化ホール前をスタートいたしまして、市街地の国史跡の松坂城跡周辺や松阪駅を通り、郊外の松阪農業公園ベルファームや中核工業団地を走り、電飾で彩ることを計画している二つのトンネルをくぐり抜け、豪商の古い町並みが残る射和町や中万町を過ぎると、三重とこわか国体のカヌー競技会場を右手に橿田川沿いを下っていきます。ゴールは三重とこわか国体・三重とこわか大会のアーチェリー会場でもある松阪市山下町の市総合運動公園となっております。ここがゴールになります。

そして、この参加規模は7000人を見込み、松阪市をプロモーションする松阪牛1頭分をはじめ、松阪自慢の食の詰まった魅力ある大会を掲げております。

また、実行委員会は三重県や松阪市、三重陸上競技会などで構成し、会長には竹上松阪市長、名誉会長には鈴木英敬三重県知事が選任をされました。

昨年9月の議会で、中瀬古議員からも知事に質問をされ、知事も思いを語っていただきました。

いよいよコースもほぼ決まってまいりました。日程も決定をいたしました。改めて三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催記念大会としての位置づけを協議していただくことになりました、みえ松阪マラソンについて、名誉会長に就任をされました鈴木英敬知事より御所見をお伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ松阪マラソンについての知事の所見ということで答弁させていただきたいと思います。

近年、マラソンへの人気が高まる中、県内において長年開催が途絶えてきたフルマラソンが令和2年12月にみえ松阪マラソンとして16年ぶりに復活する運びとなり、私としても大変うれしく、今回の松阪市の決定を心から歓迎したいと思います。

竹上市長からも1対1対談などで熱い思いを伺っておりましたので、市長はじめ関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表する次第であります。

この大会は、走る、みる、支えるを基本コンセプトとして、県内外から

7000人規模の参加者を呼び込む大規模なスポーツイベントとなることから、松阪市や本県にとっても、スポーツの振興はもとより、観光、物産振興や情報発信などにも効果が期待できます。

こうしたことから、県としても実行委員会に参画していく中で、競技団体や警察など関係機関との調整をはじめ、大会運営に要する準備業務に、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

また、私自身も名誉会長に就任させていただきましたので、大会の成功に向けてしっかりと意見を申し上げるとともに、様々な機会を捉えて、大会が盛り上がるよう役割を果たしていきたいと考えています。

この大会を三重県と連携して盛り上がりを全県に波及させたいとの松阪市の御意向から、大会名称に、みえをつけていただいたとのことであり、大変心強く感じております。

また、この大会を三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催記念大会として位置づけることも御検討いただいているとお聞きし、私としてもありがたく受けとめています。

このような松阪市の御意向は、この大会が三重県の魅力発信にも、また三重とこわか国体・三重とこわか大会のPRにも、それぞれ寄与いただけるものであり、県にとって大変有益なものになると受けとめています。

このため、松阪市の大会開催に向けた準備自体への協力については、さきに申し上げた実行委員会への参画を通じて行ってまいります。三重とこわか国体・三重とこわか大会と連携した取組については、今後、松阪市からの御要望もよくお聞きしながら、しっかりと協議をしていく中で、何ができるか、また何をしていくべきかを検討していきたいと思っております。

いずれにしても、この大会が、県内外から訪れる多くの方々にとって、三重の自然、歴史文化、食などの魅力に加え、三重とこわか国体・三重とこわか大会の情報発信も含めた形で、いわばオール三重に直接触れていただく貴重な機会となるようにしたいと考えています。

そして、この大会の約半年後に開催される三重とこわか国体・三重とこわ

か大会にも訪れようと思っただけのよう、今後も松阪市の取組に全面的に協力、支援してまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） 知事、ありがとうございます。

テレビの向こうで松阪市の関係者が喜んでいただいているのかな、こんなふうにも思っております。

そして、松阪市からの要望もよくお聞きしながらということで、本当にこれが一番松阪市が喜ぶ言葉であろうというふうに思っておりますけども、三重とこわか国体・三重とこわか大会のPRなんですけども、スティックバールンというのがあるわけなんですけども、これ、眼鏡ケースなんですけど、ビニールがあって、ここに三重とこわか大会・三重とこわか国体と書いたのを沿道の方々に配っていただいて、沿道の方々も一緒になってPRをしていただくとありがたいなと思っております。それと、よくお聞きしながらということでございますので、しっかりとと言われておりますのが、財政面での援助もよくお聞きいただきますように、お願いを申し上げたいと思います。

そして、警察本部長にも御所見をお伺いをさせていただきたいわけがございますので、あいにく私、教育警察常任委員会のメンバーでございますので、また機会がありましたら常任委員会の中でお伺いをしたいなと、そんなふうにも思っております。

今日は、警察本部長にはこれまでのお礼とお願いを兼ねて少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、今回のこのコースの設定等に当たりましては、松阪署長をはじめ松阪警察署の方々には大変な御指導をいただいたというふうに市の職員から伺っております。本当にありがとうございます。

そして、また今後も大会開催に向け、ランナーや観衆の安全確保、そして長時間の交通規制など、三重県警察をはじめ松阪署の方々には大変お世話をいただくわけになるわけでございますので、全面的な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、時期的にも年末の大変お忙しい中というのは承知しているわけですが、我々も一生懸命やりますし、松阪市民も一生懸命盛り上げたいと思いますのでお願い申し上げまして、次に入らせていただきたいと思ひます。

そういう中で一つ忘れてました。昨日、私、このマラソンコースを走ってまいりました。記録は2時間切りました。車で走ったわけですが、世界記録が出たわけですが、やはり走った感想としては、狭いところもあるなということもあるんですけども、やはり路面が少し傷んでいるということもござひますので、ぜひとも県土整備部長には松阪市の声を聞いていただきながら、選手の方々がけがをしないように路面整備のほうもお願いを申し上げたい、そんなふうにも思ひます。

これにつきましてはこれで終わらせていただきます。

次に、障がい者施策についてお伺ひします。

障がいがあるなしにかかわらず、就労は単に生活の経済的基盤を確立することにとどまらず、社会参加や個々の自己実現を目指す機会でもあります。

現実には働きたくても働くことのできない重度の障がいをお持ちの方や、自らが障がい状況に合うような仕事がないため、仕事ができない、そういう障がい者の方もおみえになります。

障がい者が働くことを生活の一部とし、当たり前地域で暮らせることへの支援は、地域福祉の重要なテーマであり、そんな中、社会の変化や法律の改正により、障がい者の雇用の場が急速に広がっていることは、大変喜ばしく感じさせていただいております。

(パネルを示す) このグラフは、民間企業における障がい者数及び実雇用率の推移ですが、平成25年度の三重県の障害者実雇用率は全国最下位の1.60%だったわけですが、平成29年度の実雇用率は2.08%と全国平均を上回り、全国20位まで改善していただきました。

これは知事をはじめ関係部局の御努力、そして三重労働局の皆様方の多大な御尽力の賜物というふうにご受けとめさせていただいております。改めて感

謝を申し上げます。

そこで、まず初めに、障がい者がサービスを利用しやすい情報提供として2点お伺いをいたします。

1点目として、障がい者が住まいや仕事について、就労継続支援B型作業所など、福祉的就労等の障害福祉サービスを利用したいと希望する際に、どこに相談をしていいのかわからないという状況があります。

また、福祉的就労の事業所を利用したいと思っても、どのような作業に取り組んでいるのか、また工賃は幾らなのか、余暇の取組はあるのかなど、各事業所の情報がわからないため、利用事業所を選択する材料が乏しいのが現状となっております。

このようなことから地域の身近なところで相談に乗っていただき、ニーズに合わせたサービスが利用できるよう、支援をするための相談体制が必要だと思っておりますが、県はどのような取組を行っているのか、まずこれが1点です

そして2点目として、各福祉的就労事業所における工賃については、県が平均賃金を算出して公開しておりますが、どのような仕事をすれば、幾らの工賃がいただけるのかということも、障がい者が事業所を選択する際の一つの基準となっております。

このようなことから作業所の情報は、作業内容とともに平均工賃ではなく、幾らから幾らという事業所ごとの詳細を公表していただくなど、障がい者自身が理解できるような情報公開にしていだけないか、お伺いをいたします。

[大橋範秀子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 障がい者がサービスを利用しやすい情報提供についてお答えいたします。

就労継続支援A型、B型などの障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについては、市町が指定する計画相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者の解決すべき課題や希望を聞き取り、介護保険事業のケアプランと同様、本人のニーズに沿ってサービス等利用計画というものを作成し、サー

ビス利用につなげております。

なお、計画相談支援事業所は本年5月時点で、県内全体で274カ所あり、身近な地域で障がい者の相談支援を進めております。

平成24年の計画相談支援の制度開始以来、本県の計画策定率が昨年初めて障がい者、障がい児ともに100%を達成しております。

しかしながら、そもそも障がい者やその家族の中には、計画相談支援事業所の利用方法、相談先がわからない方もいらっしゃると思われることから、市町の一般相談窓口から計画相談支援につなげていく、そしてその仕組みやプロセスなどについても、今後、市町を通じて丁寧な周知に努めてまいります。

さらに、福祉的就労事業所の作業内容等の情報提供としては、地域ごとにパンフレットを作成するなど地域独自の取組が行われているほか、福祉的就労から一般就労への移行希望者に対しましては、県が設置する障がい者就業・生活支援センターの支援員が、就職に向けた訓練や実習のあっせん及び仕事のマッチングを行うとともに、働き続けることができるよう生活面も含めた相談支援を行っております。

次に、工賃の向上と公表についてでございますが、各福祉的就労事業所において、まず工賃向上が大変重要なことだと思っておりますので、県としてはコンサルタント等の専門家の派遣等で、または共同受注窓口の取組等で工賃の向上を進めるとともに、議員御指摘のように、福祉的就労事業所の利用を希望する障害者の方に対して、各事業所の作業内容に応じた工賃額の目安などがよりわかりやすくなるということは大変好ましいことであるということは認識しております。

一方で、各事業所の作業内容が多岐にわたること及び障がいの程度、年齢等によって出来高がかなり変わってくる、個人差があるということから、作業内容と工賃を一律に表示することにも、ちょっと難しい側面もあるということも認識しております。

県としましては、今後も工賃向上に向けた取組を進めるとともに、できる

だけ詳細な作業情報の提供について福祉的就労事業所に働きかけるなど、障がい者の多様な働き方を支援してまいります。

今後も、利用希望者がニーズに合った相談支援を受けられるよう、各種相談窓口の周知に努めるとともに、福祉的就労事業所等についてより詳細で、わかりやすい利用者本位の情報提供に努めることで、必要な人に必要な情報が届き、障がい者がサービスを利用しやすい環境整備に取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

工賃については要望が少し私のほうと食い違うようでございますけれども、障がい者の方がやっぱりいろんな事業所がある中で、判断がしやすいような取組を進めていただきたいと思います。いろいろ広範囲にわたるといえるのは私も理解するわけでございますけれども、やはり障がい者の目線に立つてこのプロセス等、また資料等も進めていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、障害者優先調達推進法についてでありますけれども、障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要で、そのためには障がい者雇用を支援するための仕組みづくりや、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化していくことが求められております。

国も障害者優先調達推進法を制定し、国や地方自治体が率先して、障害者就労施設等から物品の調達を推進するよう、必要な措置を講ずるということを定めております。この障害者優先調達推進法は、平成25年に施行され、6年が経過をいたしておりますが、県内には調達目標を達成できていない市町がたくさんございます。

また、この三重県の調達実績におきましても、平成27年度は4069万1990円、平成28年度は3701万8044円、平成29年度は2911万4650円と年々実績が減少している状況にあります。障害者優先調達推進法では、努力義務となっている

ものの、地方公共団体の努力は希薄過ぎるというふうに判断せざるを得ません。

このような状況の中、障害者優先調達推進法における地方公共団体の努力義務が十分に認識される必要性を感じております。今後は、障がい者の社会的利益のためにも、積極的な啓発活動をお願い申し上げたい。また、障害者就労施設などからの調達に当たっては、発注規模や価格にもよりますが、ローテーションを組むなどして、公平に調達ができるよう改善していただけないか、御所見をお伺いいたします。

[大橋範秀子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 障がい者優先調達の推進についてお答えいたします。

県では、障害者優先調達推進法に基づき、平成25年度から調達方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的な調達の推進に全庁で取り組んでいます。

平成28年度以降、障がい者雇用促進企業、障害者就労施設等からの調達目標をそれまでずっと5000万円台だったのですが、7300万円に増額し発注拡大に取り組んできたところ、平成30年度の調達実績額は約8300万円と調達目標額を上回りました。

また、そのうち、障害者就労施設等からの調達実績についても、平成30年度の調達額が約3400万円となり、低下していた前年度の実績から少し回復する結果となっております。

市町におきましても、法に基づいて調達目標を設定、公表して取組が進められているところですが、議員御指摘のとおり、目標を下回る市町もあるのが現状でございます。

県としましては、県の調達方針を市町へ通知する際に事業者名簿を添付し、優先調達の拡大を依頼するなど、今後も機会を捉えて優先調達の拡大に向けて啓発を進めてまいります。

詳細の公表につきましてですが、障害者優先調達推進法では、障害者就労施設等からの物品等調達実績の概要の公表が義務づけられており、県、市町

それぞれが、施設の種類、品目別の実績額を公表しております。特に品目については、事務用品、食料品、小物雑貨などの物品の種類や印刷、清掃、情報処理などの役務の種類ごとに実績額が詳細に公表されております。

今後とも調達目標額の達成に向けた取組を進めることはもとより、調達拡大に資する公表内容を増やすよう検討するとともに、これまで以上に多様な分野、品目に発注を拡大して、より多くの事業者が、まずは優先調達制度により効果を受けられるよう取り組んでまいりたいと思っております。

ローテーションを組むという御提案でございましたが、現時点で三重県としては、品目や役務の種類を拡大して、より多くの事業者に優先調達制度が波及するというをまずは優先して取り組みたいと思っております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

調達実績のほうも平成30年度は上がったということでございますけども、28年度までにもまだ至っておりませんので下がることのないように、上がるように御配慮いただきたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

いろいろお聞かせをいただきましたけども、また機会がございましたら改めて質問等でチェックをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

少し予定が押してきましたので飛ばさせていただきますながら。

（パネルを示す）これは三重県の障がい者野球チームの募集チラシであるわけでございますけども、身体障がい者野球三重県チーム設立応援プロジェクトというのがあるわけでございますけども、これにも三重県にも後援いただいております。

現在、このチームは明和町の総合グラウンドで月1回練習をされております。しかしながら、選手がなかなか集まらないということで大変苦勞をされておりますので、ぜひとも三重県にも御協力いただいて、いろんな方々にお声かけをいただきますことをお願いを申し上げ、次に移らせていただきます。

次に、森林環境譲与税とみえ森林・林業アカデミーのスタートについてお伺いをいたします。

昨年9月の一般質問におきまして、平成31年度から森林環境譲与税の創設を踏まえて、民間の人工林を公的に管理する森林経営管理制度が導入をされることから、市町が主体となった森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度の実施に向けて、県はどのような支援を行っていくのかというような質問をさせていただきましたところ、農林水産部長から、県では、市町の指導やサポートを行うほか、森林環境譲与税を活用して、広域的に市町への指導を行う体制の整備などについても検討しているという御答弁をいただきました。

今年度から、新たな森林経営管理制度がスタートをいたしました。円滑な実施に向けた、県の市町へのサポート体制についてお伺いをいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 新たな森林経営管理制度の円滑な実施に向けました市町へのサポート体制につきまして答弁をさせていただきます。

本年4月に森林経営管理法が施行されまして、新たな森林経営管理制度がスタートをいたしました。

この制度では、市町が森林環境譲与税を活用して、森林所有者に意向調査を行い、経営管理が行われていない森林等について、所有者からの委託を受け、自らが間伐等の施業を行うなど、市町が重要な役割を担っていただくということになってございます。

しかしながら、県内の多くの市町では、新たな業務を執行する体制が必ずしも十分ではないというような状況もございますため、県といたしましては、市町の円滑な業務推進をサポートするための支援体制を整備するということが重要だと考えてございます。

市町への支援体制としましては、これまで、地域機関ごとに、林業普及指導員等が中心となって事業推進などをサポートしてきたところでございますけれども、これに加えて今年度、新たに市町からの相談窓口ともなります、

みえ森林経営管理支援センターを一般社団法人三重県森林協会内に設置をいたしました。

この支援センターでは、3名のアドバイザーを配置しております、市町からの相談対応や巡回指導を行うほか、研修会等を開催することとしておりまして、去る5月9日から10日にかけて市町職員を対象とした森林経営管理制度研修会を実施したところでございます。

現在、市町の要望等を個別に聞き取っているところでございまして、実際に即したきめ細かなサポートを行っていくこととしておるところでございます。

また、市町職員の皆さんのスキルアップを図るために、本年4月に本格開講いたしました、みえ森林・林業アカデミーにおきまして、市町職員向けの講座を実施しており、18市町から26名の方が受講していただいております。

この講座では、森林、林業に関する基礎知識から、森林の資源管理や利活用の先進事例に至るまで幅広く学んでいただくほか、カリキュラムの最後には、森林環境譲与税を活用した施策を立案する演習を行っていただくなど、実践的な内容となっております。

今後も、市町が新たな森林経営管理制度を円滑に実施できますよう、みえ森林経営管理支援センターとともに、県といたしましても、しっかりとサポートしてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。しっかりとサポートをしていただくということでございます。

先ほどの答弁の中で、みえ森林・林業アカデミーのお話がありました。このみえ森林・林業アカデミーでございますけれども、4月21日に本格開講したわけでございますけれども、順調にスタートをすることができたのか、また現在の状況についてお伺いをいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 本年4月に開講しました、みえ森林・林業アカデミーでございますけれども、ここは三つの基本コースになってございまして、

全体で定員25名のところ、ディレクター育成コースに10名、それからマネージャー育成コースが13名、プレーヤー育成コース7名の計30名の方、また市町職員講座にも、予想を大きく上回る方が受講していただいております。

去る4月21日の開講式におきましては、知事から開講宣言を行いますとともに、受講生の代表の方からは、このアカデミーで学び議論することで、知識、能力をさらに磨き上げ、三重県林業の新たな発展に貢献できるよう努力していきたいという力強い決意表明もいただいたところでございます。

現在、それぞれの講座が開催されておりまして、例えば森林資源の持続可能な循環利用の促進であるとか、地域資源を活用した新たなビジネスの創出、また新しい社会を見通したSDGsの取組など、県内外のトップランナーの講師の方にお越しいただいて、4月以降これまでに基本コース、市町職員講座など合わせて14回実施をさせていただいております。

また、去る6月11日には、和歌山県農林大学校との間で、一部講座におきます受講生の相互受け入れといったような包括的な連携のもとで人材育成を進めるための協定も締結するなど、順調なスタートを切ることができたものと考えておるところです。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） 順調にスタートしたということで、充実した取組がされているのかなと感じさせていただきました。予定を上回る受講生が集まったというのは大変喜ばしい限りだと感じさせていただいております。

そこで当初、このみえ森林・林業アカデミーは、白山町の林業研究センター内に設置をされて進めていくというようなお話を伺ったわけでございますけれども、（パネルを示す）これはフェイスブックで公開をされておりますみえ森林・林業アカデミーの様子なんですけれども、4月22日の月曜日には、第1回目、これは各市町の職員を含めた合同の研修会でありますけれども、会場は津市白山総合文化センターとなっております。

続いて、5月15日にも開催をされているわけですが、これも津市の白

山総合文化センター、さらには5月22日にも開催をされておりますけれども、これも津市の白山総合文化センターで行っております。

近隣の施設を間借りしての開催ということでございますけれども、今後のみえ森林・林業アカデミーの校舎などの環境整備について、県のお考えはどういうふうになっているのかお伺いをしたいと思います。

○**農林水産部長（前田茂樹）** みえ森林・林業アカデミーの講座につきましては、現在、林業研究所内の会議室を活用して実施することを基本としておるところでございます。

しかしながら、この会議室は、収容人数が約20名ということで、予想より多くの方が受講いただいたということもあまして、例えば全体での講座でありますとか、複数コースの講座を合同で開催する場合、あるいは市町職員の皆さんの講座など多くの受講生を対象とした講座等を開催する場合には、より広い会場が必要となるということでございます。

また、森林GISなどコンピュータを活用した研修等もございますので、そういったときにはOA機器等が利用できる環境も必要となっております。そういったことから、近隣の公共施設をお貸しいただいて講座を実施するというのが現状でございます。

今後も、複数コースの合同講座でありますとか公開講座など、多くの方が集まるカリキュラム等も予定しておりますし、また、来年度は、ディレクター育成コース、これは2年制になってございますので、その2年次も始まるということで、円滑な講座運営のためには、それぞれの講座に対応した会場を確保していく必要が一層高まるのかなということを考えております。

また、将来的には、本アカデミーが受講生や修了者だけではなくて、県内外の森林・林業関係者が集い、そこで情報交換等を行うことができる、林業人材の育成拠点として機能することも期待されておるところでございますので、こうした期待に応えられますよう、まずは講座内容の充実にしっかりと努めていきたいと思っておりますし、様々な講座に対応し、受講生が集中して講義を受けていただくことができる学習環境の整備にも努めていきたいと

考えておるところでございます。

以上でございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

これからもずっと継続してやっていくわけでありまして、講座ごとに会場が変わると受講生の方も大変迷いがあるのかなというふうに思います。これは三重県の肝いり事業でもあるわけでございますから、将来のことも十分御考慮いただきながら整備のほうをお願いしたいと思っております。

最後の項目に入らせていただきます。

次に、三重県の外来種対策についてお伺いをいたします。

まず初めに、生物多様性を維持するための外来種の取組についてでありますけれども、この地球上では、大型哺乳類から微生物に至るまで、あらゆる野生生物が数十億年もの時をかけて複雑な生態系を築いてまいりました。

しかし現在、人間による活動が原因で多くの生物種が絶滅、もしくは絶滅の危機に追いやられております。

様々な生物が生きることのできる、その土地独自の生物の多様性を維持することは、今の社会に課せられた大きな責務であると考えております。開発や環境汚染、地球温暖化など、自然を破壊する原因は多くありますが、その一つに外来種の問題が挙げられます。

そこで1点目として、生物多様性を維持するため、三重県の外来種全般に対する取組についてお伺いをいたします。

2点目として、三重県内の淡水に多く生息している侵略的外来種に絞ってお伺いをいたします。

この侵略的外来種とは、一旦放されると日本の気候に適応して急激に増殖し、地域の生態系や人間の生活に深刻な被害や悪影響を与える外来種を指します。

（パネルを示す）これは、侵略的外来種の写真ですが、左上がオオクチバス、右上がコクチバス、総称してブラックバスというふうに呼ばれておりま

す。そして、左下がブルーギル、右下がミシシippアカミミガメ、通称ミドリガメと言われている亀であります。まず、この環境省が要注意外来生物として指定しているミシシippアカミミガメについてお伺いをしたいと思います。

この通称ミドリガメなんですけども、これは雑食性で水草、また水辺にすむ日本古来のフナやコイ、またあるいはメダカやタニシなどを食することから、在来種の生態に大きな影響を与えております。

私の住む新屋敷町は、日本古来の大規模な条里制が残っている地域でありまして、日曜日にもこの地域保全のために河川等で整備をしていたわけでございますけど、これまでたくさんいたイシガメとかクサガメが一つもいなくなって、ほとんどがミドリガメと変わっております。このようなことでミドリガメによって在来種が絶滅の危機に追いやられているわけであります。

そしてまた、近年、先ほども映させていただきましたけども、ブラックバス、ブルーギルなどの外来種が、全国の河川で繁殖をしております。櫛田川におきましても、今は友釣りの時期でありますけども、友釣りに行ってブラックバスしか釣れない、このような状況も増えてまいりました。

そこで2点目として、生物多様性維持の観点からミドリガメ、ブラックバス、ブルーギルなどの外来種の対策として現在どのような取組を行っているのかお伺いをいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 種の多様性や地域の生態系を守るための県の外来種に対する取組についてということで答弁をさせていただきます。

外来種は、人間の活動によって国外から持ち込まれた生物であり、県内におきましても多数確認されております。

特に外来種の中でも、先ほどありましたブラックバスやブルーギルにつきましては、繁殖力が強く在来種を駆逐し、地域の生態系に大きな影響を与えるため、外来生物法によりまして特定外来生物に指定をされておるところでございます。

こうした中、県では、外来種による被害軽減に向けまして、被害予防の三原則であります、入れない、捨てない、拡げないということや、特定外来生物に関する飼育、栽培、譲渡、あるいは保管や運搬の禁止などにつきまして、環境保全に関するイベント等でありますとか、あるいは小・中学校への出前授業といったような場も活用して普及啓発を図りますとともに、国や市町とも連携をいたしまして、様々な情報の提供に努めておるところでございます。

個別の外来生物につきましてのお話でございますが、ミシシippアカミミガメ、通称ミドリガメでございますが、につきましては、平成28年4月時点で、全国で約800万匹が生息しているというふうに推定をされておまして、積極的に取り除いていく必要がある外来種として、国の緊急対策外来種として位置づけをされておるところでございます。

県では、ペットとして飼養している個体について、飼い主が責任を持ち、捨てない、拡げないなどの適切な取り扱いをするよう啓発を行っているところでございます。

また、ブラックバスあるいはブルーギルなどの被害対策につきましては、国をはじめ、県や市町が一体となって取り組むことが重要であると考えてございまして、例えば県や市町による、ため池の池干しなどの際の駆除のほか、ブラックバス等の放流を禁止する看板を設置し、地域の生態系保全に向けた啓発活動を行っているところでございます。

今後も引き続き、国や市町と十分に連携を図りながら、生態系等に大きな影響を与えます特定外来生物等による被害予防につきまして、県民の皆さんの理解促進に努めますとともに、地域における積極的な取組が進むよう、駆除活動などへの支援を行ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。駆除活動の支援もいただくということでございますので、この後のジャンボタニシでもまたお願いをしたいと思いますわけですけども。

先ほどの答弁の中で約800万匹のミドリガメがいるということでござい

すけども、私が調べた中で、2匹のミシシippアカミミガメが1年に12個の卵を産むとすれば、単純計算で10年間に何と2億8000万匹に増えるそうでございます。現在、800万匹おるということは、これから大変な状況になるかと思っておりますので、しっかりと対策のほうをお願い申し上げたいと思っております。

(パネルを示す) この写真は、6月8日に松阪市で私が撮影をさせていただいたジャンボタニシの被害に遭った水稲であるわけでございますが、右上がジャンボタニシ、その下のピンクの丸いのが、この水田で産卵されたジャンボタニシの卵塊です。

その下は、同じ日に高須町で撮影したジャンボタニシの卵塊となっております。

こうした光景が近年、多く見受けられるようになりました。ジャンボタニシは、正しくはスクミリングガイと呼ばれるわけでありまして、タニシに比べ大きいことから通称ジャンボタニシというふうに言われております。

このジャンボタニシは繁殖力が強く、雑食性で稲やハスの若葉を食べることから、農林水産省により有害動物に指定をされております。

松阪市ではこのジャンボタニシの生息範囲が年々広がっておりまして、被害がひどい水田では水稲を植えかえても植えかえてもきりがない。今年は3回植えたという農家もありますが、(パネルを示す) 先ほどのこの写真のように、植えかえてもきりがないため、もう諦めてしまった農家も出てまいりました。

そこで、ジャンボタニシの県内の生息状況と水稲の被害状況についてお問い合わせいたします。

○農林水産部長(前田茂樹) ジャンボタニシの県内の生息状況あるいは水稲への被害状況といったことでございますが、ジャンボタニシ、スクミリングガイと言われるものでございますけども、これは南米原産で昭和50年代に食用の養殖目的で国内に持ち込まれたものでございます。

現在では、関東以西の水田で確認されておりまして、県内では、平野部の河川沿いの水田を中心に確認をされております。

被害状況につきましては、今年度に県病虫害防除所が行った定点調査によりますと、県全体の236の調査地点のうち、約1割の23地点で、ジャンボタニシによる何らかの被害が確認されており、その中でも松阪地域の被害確認地点は昨年度よりも増加しておるといような状況でございます。

こうしたことから、病虫害防除所が出します病虫害防除技術情報でありますとか、あるいはJAの広報などで農業者に対する注意喚起を行いますとともに、地域農業改良普及センターとJA等が連携いたしまして、被害防止のための研修会や巡回指導等を行っているところでございます。

具体的な水稻被害対策としましては、圃場でのジャンボタニシの活動を抑制するための小まめな水管理、それから大量に発生しました場合の薬剤による防除、また、圃場や排水路に産みつけられた卵の除去といったようなことに、地域が連携して取り組んでいくことの普及啓発を進めておるところでございます。

また、ジャンボタニシは越冬しますので、それを防止するということで翌年の発生を抑制することができますので、冬場の田起こしの励行等もお願いをしているところです。

今後とも関係機関と連携しましてジャンボタニシの被害防止対策の普及、定着に取り組みますことで、被害の抑制につなげていきたいと考えております。

以上です。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

啓発はよくわかるわけでありますけども、この新聞ですね。（現物を示す）昨日の松阪の地元の広報紙、夕刊三重というんですけども、ジャンボタニシの被害が昨年に比べて5倍も広がっているというような記事がございます。そして、今日の中日新聞にも掲載をしておりますし、また伊勢新聞にも載っております。何か私の質問に合わせて掲載していただいたような感もありますけども、これほど大変な状況になっているということで、松阪市はこの

新聞記事によりますと、補正予算も700万円組んでいただけるそうですけど、県はそのようなことは考えておられないのかお伺いいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） ジャンボタニシにつきましては、先ほどお話をさせていただきましたような対策が非常に重要なことということになってございますので、市町あるいはJAのほうでそういった薬剤等への支援なんかもしていただいておりますが、県としましては、やはり病害虫防除の専門的な知識、経験というのを持っておりますので、そういった形で技術的な支援をさせていただきたいと思っております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） 技術的な支援はわかりましたけど、また金銭的な支援もお考えをいただければなど、そんなふうにも思っています。これは要望にとどめておきますけども。

時間が迫っておりますので、最後に、これまでの話をまとめまして、みえ生物多様性推進プランの見直しについてお伺いをいたします。

現在、三重県では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成24年3月に、みえ生物多様性推進プランを策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組をいただいております。

そして、来年度からまた新たに始まる3期目に向けて今年度見直しをしていただくわけでございますけども、今年度、どのような方向性で見直しを考えているのか、お伺いをいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） みえ生物多様性推進プランにつきまして、どのような方向性で見直すのかということで答弁させていただきます。

県では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、みえ生物多様性推進プランを策定し、生物多様性の保全活動と普及啓発などの取組を進めているところでございます。

まずは、プランに位置づけました重点方針の一つであります、みんなで学びあおうでは、県民の皆さんに、多様な生物の恩恵や、その重要性を理解していただくため、様々な生き物の観察会や小・中学校におけます出前授業を開催をしております。また、外来生物対策のポスターの掲示等により、生物多様性についての正しい情報提供や、気軽に学べる場づくりにも取り組んでおります。

また、重点方針の、守り、創りだそうという項目では、種の多様性や地域の生態系を守るため、県内の絶滅危惧種の中から、特に保護すべき種を三重県指定希少野生動植物種に指定し、捕獲を禁止するとともに、在来種の生息を脅かす外来種の駆除など、生物多様性の保全活動も進めておるところです。

これらの取組を進めました結果、自然環境の保全に取り組む活動団体は順調に増加しております。また、多様な主体の協創により生物多様性の保全活動を促進します、みえ生物多様性パートナーシップ協定の取組も、これまでに6件の協定が締結されるなど、保全活動の輪も広がってきております。

一方で、依然として外来種による影響が懸念される地域がありますことや、保全活動を行う団体構成員の高齢化などの課題も見受けられます。

このため、現在、次期プランの見直しに向け、様々な皆様から御意見を伺っており、外来種の影響などに対する懸念の声もお聞きしております。でございます。

今後は、こうした御意見も踏まえながら、生物が豊かに住める視点を取り入れ、保全活動のさらなる拡大につながるような目標の設定等も検討しつつ、見直し作業を進めていきたいと考えてございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

新たな目標設定をしていただくということでございますけども、実際、平成24年から取り組んでいただいて、増える一方で減っているという形跡は全くない、そんなふうには感じさせていただいております。しっかり実用的な啓発活動をしていただければと思います。

計画ばかり立てても全く状況が変わらない、もしくはそれ以上に悪化するようでしたら、何のための計画かわからないということを十分私は感じますので、今後は外来種の撲滅とまでは言わなくても、減るような対策を施行していただければと思います。

故郷という文部省唱歌があるのは御存じだと思いますけども、「兎追ひし彼の山 小鮎釣りし彼の川」、この歌を聞くごとに子どものころを思い出すわけであります。そして、ふるさとから遠くへ行った方もこの歌を口ずさむとふるさとが浮かぶのではないかなというふうに思います。

私たちが子どものころは、コブナ釣りました、ノウサギもいました。でも、今はアライグマ、ブラックバス、ミドリガメ。この歌もこれから今の子どもたちは、「アライグマ追ひし彼の山 ブラックバス釣りし彼の川」、こんな歌に変わっていくのではないかな、そんな心配もされます。

また、ドングリころころあるんですけども、「ドングリころころ どんぶらこ お池にはまって さあ大変」、本来でしたらドジョウが出るんですけども、ドジョウは亀に食われておりません。「ミドリガメが出てきて今日は」、こんなような状況にならないようにしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。13番 藤根正典議員。

〔13番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○13番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、本日3番手として登壇させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初は、子どもの貧困対策の推進について質問をいたします。子どもの貧困対策については、10日に小林正人議員も質問されておりますので、切り口を変えて質問させていただこうと思います。

平成28年3月に三重県子どもの貧困対策計画が策定され、子どもの貧困対策が進められています。子どもの貧困率については、平成28年調査時で13.9%、およそ7人に1人の子どもたちが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあります。

また、子どものいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と非常に高く、一人親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

三重で暮らす子どもたちの将来が、生まれ育った環境や家庭の経済状況により左右されることがないように、三重県子ども条例の基本理念にのっとり、子どもの権利や最善の利益を尊重し、社会全体で子どもを取り巻く環境の改善に取り組まなければなりません。県議会としても、平成28年度に子どもの貧困対策調査特別委員会を設置し、私も委員長としてかかわらせていただきました。

児童相談所や児童養護施設、子ども食堂の取組について県内調査もさせていただき、また、先進的な行政の取組やNPO法人、財団法人の子ども支援活動などについても県外調査をさせていただいて、様々な議論を行ってきました。多くの方と意見交換を行い、厳しい状況で生活している子どもたちと、

子どもたちを支えようと懸命に取り組む方たちの現実に関し、その思いを子どもの貧困対策計画の前進につなげたいと、平成29年3月に鈴木知事に提言をさせていただきました。特別委員会からは、子どもの居場所づくりと学習支援、包括的な支援のあり方、そして就労支援という観点で提言を行いました。

それぞれが子どもたちの成長にとって、その家庭にとって重要な観点ではありますが、計画策定の趣旨である子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされることのないようにしていくための学習支援と、人と人とのつながりが希薄化する社会で、子どもたちを孤立させない居場所づくりが特に重要だと私は考えています。

先日の小林正人議員への答弁と重なる部分も出てくるかもしれませんが、お伺いをしたいと思います。

子どもの居場所づくりと学習支援について、これまでの取組状況と今後の予定についてお聞かせください。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境に置かれている子どもたちに対する支援は、早急に充実させていく必要があることも提言させていただきました。親の支援が期待できない児童養護施設の子どもたち、生活保護世帯の子どもたちは、一般的に進学率も低く、早期離職の割合も高い傾向にあると言われております。

(パネルを示す) これはみえの子ども白書にも取り上げていただいている資料ですので、もう御存じかもしれませんが、県内の社会的養護を受けている要保護児童数は、総数では500人以上で横ばいの状況にあります。そして、児童養護施設の児童数は減少傾向ではありますが、お取り組みいただいている里親、そしてファミリーホームの児童数は増加傾向にあります。

(パネルを示す) 次に子どもたちの高等学校等進学率を見てみますと、細かくて申しわけないんですけども、全世帯と比べてやはり低いという傾向があります。この資料には、大きな隔たりはないと厚生労働省は記述もいただいておりますけども、私は疑問を持っております。増加傾向にあることは認

められると思います。

一方で、大学等進学率ですけれども、大学等進学率を見ていただきますと、やはり全世帯と比較して大きな差があると言わざるを得ない状況にあると思っています。

そこで、児童養護施設の子どもたちの自立支援にかかわって、退所後の実態把握や必要な支援の現状について県の取組をお聞かせください。

あわせて、里親委託が解除となった子どもたちなど社会的養護を必要とする子どもたちへの自立支援についてはどのように対応しているのかについてもお聞かせください。

3点、よろしく願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子どもの貧困対策の推進についてお答えいたします。

県では、三重県子どもの貧困対策計画とともに、県議会からいただいた提言を大きな指針として、子どもの権利を中心に据えて子どもの貧困対策を進めてきたところです。

中でも、議員御指摘のとおり、子どもの居場所づくりと学習支援は、特に重要な取組と位置づけ、注力してまいりました。

まず、居場所づくりにつきましては、子どもたちが安心して過ごせる場、悩みを相談することで必要な支援につなげられる場が身近にあることがとても大切であると考えております。

県では、そうした居場所づくりの一つとして、特に子ども食堂に着目し、昨年度は、多くの方に子ども食堂の活動を理解していただけるよう、広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアー in みえを開催しました。さらに、新たに子ども食堂を始めたい、子どもを支えたいという方に対しては、ノウハウをまとめたハンドブックの作成や、開設講座を行うなどの支援を行ってまいりました。

その結果、県が把握している子ども食堂の数は、平成29年度の26カ所から

本年5月には40カ所と大きく増加しています。

今後とも、子どもたちが安全に、安心して地域で過ごせる様々な居場所が身近な地域に広がるよう、市町や子ども食堂の関係者でつくる、三重こども食堂ネットワークなどと協力し、取組を進めてまいります。

次に、学習支援につきましては、子どもたちが、しっかりとした学習習慣を身につけ、将来的に貧困の連鎖を解消していくために大変重要な取組であると考えております。

そのため、一人親家庭の学習支援を実施する市町への補助を行うとともに、様々な機会を通じて市町や関係団体に学習支援の充実を働きかけた結果、平成30年度には28市町で学習支援を利用できる環境が整ってきました。

令和2年度からは、国において、低所得世帯を対象とした高等教育の無償化や給付型奨学金の大幅拡充が行われることとなっており、子どもたちが経済的な事情で進学を諦めることのないよう、市町等と協力し、学習支援のさらなる充実を進めてまいります。

次に、児童養護施設退所後の児童の実態把握等についてお答えいたします。児童養護施設を退所した後の実態把握につきましては、平成29年度に施設退所後5年までの方を対象としてアンケート調査を実施しております。

この調査からは、大学等への進学に対する意識が低いことや、約4割の方が初めて就職した職場から離職しているという実態がわかってきました。そして、中高生の早い段階から進学や就職について考える機会が必要ではないかという課題が明らかになってきました。

この結果を受けて、昨年度、自らの将来を考える、具体的に考えるきっかけとなるため、施設出身の大学生等と入所児童との交流会を開催したほか、施設出身者を積極的に雇用されている経営者の方と子どもたちとの仕事の内容や就職に向けた準備などについて話していただく機会を持ったところでございます。

最後に、施設や里親家庭出身の子どもたちへの自立支援についてですが、平成28年度から、児童養護施設や里親のもとから独立し、就職や進学をした

方が安定した生活基盤を築けるよう、自立支援資金の貸し付けを実施しております。

また、年齢制限によって施設を退所、あるいは里親等への委託を解除となった方に対し、22歳となる年度の末まで生活の場を確保する取組を始めたところでございます。

施設や里親のもとから独立した子どもたちは、大学を中退したり離職してしまいますと、すぐに住むところや生活費に困り、より条件の悪い仕事へ流れてしまいがちな面がございます。

今後とも、施設や里親関係者、雇用主など、多くの皆さんと力を合わせまして、自立支援の一層の充実に努めてまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。学習支援については、実施市町が28市町まで広がってきているということでありますとか、居場所づくりについても、子ども食堂が40カ所まで増えているといった、いいお話も聞かせていただきましたし、できるだけ身近な場所に居場所ができるような方向で、というお話も聞かせていただきました。

退所後の支援、それから里親委託が解除された方たちへの支援につきましても、先輩との交流でありますとか、企業の経営者のお話を聞く機会であるとか、大学への進学あるいは就職に向けてのサポートの状況を聞かせていただきました。

また、22歳までの支援といったような形で引き続きやっているというようなお話でしたけども、実際に先輩の方たちとの交流会とか企業の経営者の方との説明会とか、そのあたりについては何回ぐらい開催されて、あるいは何人ぐらいの方が参加されていたのか、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 昨年度実施しました、施設を単立っていった先輩との交流会につきましては、昨年度、8月に1回で、全体で約百数十名の方で、いわゆる聴衆も合わせましてですね、ということです。経験者、

退所後の先輩は8名でございますが、そういう交流会を行っております。

勉強会につきましても、これはこの昨年度末の3月に1回やっております、このときはいわゆる経営者の方は四つの事業所、経営者の方に集まっていたいて、子どもたちは13名ということでやっております。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御説明いただきました。13人でもしっかりと話を聞いていただくというところは大事だなと思っています。やはり自分の将来というものにしっかり向き合って、そして少しでも自分の夢なり目標が解決に向かえるように取り組んでいきたいという思いを持ってくれる、やっぱり子どもたちを増やしていくということが大事だというふうに思いますので、引き続きのお取組をお願いできたらと思っています。

子ども食堂のネットワークというのは、子ども食堂、何とかやりたいんだというふうに思っても、ノウハウといった部分で、ハンドブックもつくっていただきましたけども、やはりそういうネットワークで情報交換、連携していくというのが大事じゃないかなと思っています。

あわせて学習支援についてなんですけども、本当に28市町でやっていただいているというのはすばらしいと思いますが、学習支援については教育委員会もかかわっていただいておりますので、各市町の学習支援の充実に対して教育委員会としてのかかわりをお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○教育長（廣田恵子） 市町においては、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちへの学習支援として、地域未来塾等に取り組んでおります。県教育委員会では、この取組がさらに進むよう、子どもたちが参加しやすい時間帯での実施、それから指導者確保の工夫などの好事例を紹介するとともに、国事業の活用について、市町に働きかけてまいりました。

その結果、地域未来塾は平成28年度は7市町実施でしたが、平成30年6月時点では12市町が、それからその市町の実情に応じた地域における学習支援

というのは、地域未来塾も含めて21市町で行われているということになっております。

それから、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者への就学援助については、各市町における学用品費の入学前支給を促すため、その意義を各市町に説明をし、県内の取組状況についての情報共有なども行ってまいりました。

その結果、平成29年4月入学の小学生は1市で、中学生は5市でしたけれども、今年度4月入学の小学生は25市町、中学生は27市町において、入学前支給が実施されることとなりました。

以上でございます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。地域未来塾などの学習支援という形で取り組んでいただいているということで、これも着実に増えてきていると認識をさせていただきますし、入学前の補助についても増えてきていると確認もさせていただきました。

一人親家庭の子どもたちや生活保護世帯の子どもたち、経済的に厳しい立場にいる子どもたちが、必要で大切な学習の機会というものをさらに通学のしやすい場所で、さらに参加しやすい形で、運営していただけるのが一番いいのかなと思っています。やっぱり経済的に厳しい状況の子どもたちがその場へ行って負担に感じるような形にはなってはならないと思いますし、運営上、その子たちだけを集めてというのも、なかなか市町としてやりにくいところもあるのかもしれませんが、やはり対象となる子どもたちがかわりやすいような形での運営をさらに工夫していただけたらと思いますので、子ども・福祉部、そして教育委員会のほうからもサポートいただけたらというふうに思います。

次に、今年度、国の子どもの貧困対策に関する大綱の見直しが行われるわけなんですけども、それに合わせて実態調査等も行われるのではないかなと思うんですが、子ども・福祉部長には、その見直しに当たって、貧困につい

ての実態調査ですね、どのように実施される予定なのか、ちょっとお聞かせただけたらと思います。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 計画の見直しに当たりましては、現状把握をしっかりとする必要が有ると思っております。

現行の計画を策定する際には、子どもの貧困の実態がわかりにくい、見えにくいということを踏まえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小・中学校等の関係機関を対象とした聞き取り調査を行って現状把握を行っておりますが、次期計画の策定に当たりましては、一人親家庭や経済的な困難を抱えている家庭などの保護者と児童を対象に、生活実態や行政に求める支援などに関するアンケート調査を行うとともに、児童養護施設の出身者などを含め、当事者、福祉・教育関係の支援者などにヒアリングを行うことで、できるだけ当事者の生の声を反映させていきたいと考えております。

また、6月12日に改正された、子どもの貧困対策の推進に関する法律において、これまで都道府県を対象としていた子どもの貧困対策計画策定の努力義務が、新たに市区町村にも拡充されましたので、子ども一人ひとりに支援が行き届くように、市町における貧困対策の取組状況も調査して実施していきたいと思っております。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。市町の体制の充実という部分がこれから進んでいくような方向でお話いただきましたので、引き続き県としてもしっかりとかわっていただきたいと思っておりますし、実態調査、今御答弁いただきました内容で、できるだけ細かなところまでお願いできたらと思っておりますし、市町や、先ほど出ましたけども、学習支援とか子ども食堂とか取り組んでいらっしゃる関係団体の皆さんともしっかりと意見交換、引き続き進めていただけたらなと思っております。

最後に、知事にもお伺いしたいと思います。この4年間、対策計画、しっかりと進めていただいたというふうに思っておりますが、これまでの取組、そして今後の計画の見直しに当たって御所見をいただけたらと思っております。

○知事（鈴木英敬） 藤根議員におかれましては、委員会で提言を取りまとめでいただきまして、私たちに貴重な御意見、届けていただきまして、本当にありがとうございました。

これまでの取組につきましては、その当時の実態調査でも明らかなように、貧困問題を抱える世帯においては、例えば夫婦間のDVがあったり、加えて親のほうに例えば知的障がいがあったりとか、複合的な要素がたくさんありますので、そういう意味では対策にバリエーションが必要、加えてそのバリエーションが多い対策をやるために、多くの人たちのネットワークが必要というようなことで、それらに留意して対策を進めてきたと思っています。

今後、これからの新しい計画を策定していくに当たりましては、とにもかくにも子どもたちの権利が守られるということが一番大事でありますので、子どもたちの声をしっかり聞く、子どもたちの様子をしっかりと見るということ踏まえた上で、市町を含め多くの皆さんと関係機関としっかり連携を強化させて、息の長い、そして実効性の高い計画になるように取組をしていきたいと思えます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。しっかりと継続していける取組という形でやっていきたいということでおっしゃっていただきましたので、ぜひ引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

厳しい状況にある子どもたちが笑顔につながるような対策の見直しを進めていただいて、引き続き主体的に取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。1の項を終わらせていただきたいと思います。

2番目の質問は、公契約条例の制定についてお伺いしたいと思います。

公契約条例は、地方公共団体が結ぶ請負契約に基づく業務及び指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、業務に従事する者の適正な労働条件等を確保することで、労働者等の生活の安定を図り、公共工事や公共サービスの質の向上を図ること、さらには結果として地域経済と地域社会の活性化につなげていくということが目的の条例です。

本日は、建設産業に従事する労働者の視点から質問いたします。

県土整備部から資料もいただきましたけども、三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において、平成25年度と平成27年度の比較で約10%上昇しております。しかし、大工や左官の賃金は聞き取り調査の結果は約1%しか上昇していない。平成25年度と平成30年度との比較でも、大工や左官の設計労務単価はどちらも5200円増ということになっておりますし、しかし聞き取り調査によると、5年間で大工は542円増、左官も629円増というような形で、労務単価でいきますと、大工が2万5500円、左官が2万3100円となるんですが、聞き取り調査の結果は、1万5647円と1万4628円という形になっております。

(パネルを示す) これは三重県の建設業従事者数の推移をあらわしております。

平成27年までの20年間で、3分の2の6万912人にまで減少しています。従事者数の減少過程で、50歳以上の占める割合が、平成27年には46.4%、30歳から49歳が43.3%、そして15歳から29歳が10.2%という構成比となっております。

特に、15歳から29歳の従事者については、20年間で構成比で2分の1の10.2%に、人数でも3分の1の約6200人まで減っているというのが現状です。

従事者の減少、高齢化というのは、もちろん建設産業界だけの話ではありません。しかし、状況の改善に私は公契約条例も大きな役割を果たすものではないかと考えています。

そのような現状を踏まえて、これまで平成23、24、25、26年、そして前回は平成30年3月にも前田前議長も質問をされました。県土整備部長からは、御答弁としては、公共工事においては、新三重県建設産業活性化プランの取組を進めていくことが、公契約条例の主な理念を達成することにもつながると考えている。公契約条例は公共事業だけでなく、県が締結する幅広い契約などが対象となることから、雇用経済部、出納局とともに調査、研究を行っている。今後は、他県の条例制定による企業経営に及ぼす影響や、受注者の

事務負担などを調査、研究するとともに、引き続き、国、他県の動向などを注視していくとのお話でした。

全国では平成22年の千葉県野田市以降、県内の津市、四日市市を含めて、43の市と区で制定されています。今年も愛知県の豊川市、田原市で制定されています。都道府県でも、長野、奈良、岐阜、岩手、愛知、沖縄の6県で制定されております。

そこでお聞きしたいんですが、前回御答弁いただきました内容で、新三重県建設産業活性化プランの取組が、どう公契約条例の理念の達成につながっているのかお聞かせいただけたらと思います。

また、他部局との共同調査・研究、他県の条例制定による影響など調査、研究の進捗状況についてもお聞かせいただきたいと思います。その上で、公契約条例制定に向けてのお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、まず新三重県建設産業活性化プランの取組がどのように公契約条例の理念につながるのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

公契約条例は、他県の事例を見ますと、提供されるサービスの質の向上や公契約に従事する者の適正な労働条件の確保等、労働環境の整備を目的としており、この労働環境の整備の一つとして適正な賃金の確保を求めています。

一方、新三重県建設産業活性化プランでは、下請企業を含む建設企業の適正な利潤を確保するための取組を進めており、建設企業の経営が安定化することにより労働者の賃金確保にもつながるものと考えております。

具体的には、低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の見直しや、市場における労務、資材等の取引価格を的確に反映するため設計単価の早期改定などを行っています。

これらの取組により、活性化プランの取組指標である売上高経常利益率は目標を上回る数値を達成しておるところでございます。

さらに、社会保険等への加入の義務づけや週休2日制工事の導入等の労働

環境の改善のための取組も行っており、これらの取組を進めていくことが、公契約条例の理念を達成することにつながるものと考えております。

次に、他県の公契約条例の調査、研究及び条例についての考え方についてお答えをいたします。

平成27年度から、雇用経済部、県土整備部、出納局の3部局で勉強会を設置し、他県市の条例の内容、条例制定に伴う企業経営に及ぼす影響や受注者の事務負担について調査、研究を行っております。

条例を制定している6県を確認しましたところ、長野県、岐阜県及び沖縄県の条例では、公契約に従事する者の適正な労働条件の確保等、労働環境を整備するための基本理念を定めておりました。

奈良県、岩手県及び愛知県は、この基本理念に加え、受注者及び下請企業に最低賃金法に基づく最低賃金の支払いの確認を行っています。

県内で条例を制定している2市のうち、四日市市では、受注者が適正な労働条件を確保することを目的として、労働基準法及び最低賃金法の遵守を求めています。

津市においては、平成30年度の条例施行後5年以内に労働報酬下限額の検討を行い、必要な措置を講ずるとしておりますが、建設工事につきましては、まずは下限額の設定による発注者、受注者双方の事務負担を検証するため、今年度3から5件の試行を行う予定と聞いております。

これらの他県と四日市市における条例では、下限額を設定していない理念条例であるか、あるいは最低賃金法を遵守するものであることから、企業経営に及ぼす影響や、受注者への事務負担などの状況については、確認ができませんでした。

また、独自に下限額を設定している多摩市等にも聞き取りを行いました。企業経営への影響については、把握していないとのごとくございました。

今後は、津市の試行状況を注視するとともに、引き続き他県市の条例について調査、研究をまいります。

最後に条例に対する考え方でございますが、建設企業の適正な利潤の確保

や労働環境の改善などを取組とする、新三重県建設産業活性化プランを進めることが、条例の理念達成につながるものと考えております。

また、本年度予定しております次期活性化プランの策定において、建設業団体とも意見交換を行い、適正な賃金の確保に向けた取組について検討していきたいと考えてございます。

以上です。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。社会保険の適用であったり、あるいは週休2日制の実施であったりといったようなところで、働く人たちの労働者の環境整備にもつながっていくというようなお話もございました。設計労務単価の改定も順次進めてきたんだということで、それが条例の理念の達成につながるという御答弁だったように思います。

調査研究についても、私のほうからも言わせていただきました6県についても状況の把握はしているということ、県内の2市についても、その条例の内容については検討もさせていただいたというお話でした。

公契約条例については、やはり新三重県建設産業活性化プランの進展を進めることが理念の達成につながるという認識であるという御答弁だったと思います。

確かに活性化プランの中で、部長言われましたように、社会保険であったり、週休2日制の導入といったようなあたりの労働者の待遇改善といえますか、そういったところに踏み込んでいただいているというのは評価してますので、活性化プラン全てを私は何も問題にしているつもりはありません。活性化プランは建設業企業がしっかりと体質改善をして地域に貢献して、地域での雇用も確保しながらという意味で、重要な役割を果たしているという認識の上で質問をさせていただいておりますが、やはり条例できちっと基本理念であろうと、中身まで踏み込もうと、条例で拘束力を持った形でやるのと、それから企業に対しての活性化プランという計画の中でやるのとでは、やはり重みが違うんじゃないかという思いで質問をさせていただいております。

多摩市では、企業経営の影響についての把握は余りできてないというような御答弁もございましたけども、私が聞かせていただいている範囲では、建設関係事業者の7割が条例については評価しているというような結果についても聞かせてもいただいておりますので、やはりどういった資料を、どういうふうに活用するかで、ちょっと変わってくるのかなというところも思わせていただきながら聞いたんですが、1点確認させていただきたいんですけども、先ほど聞かせていただきました、聞き取り調査の部分で、賃金上昇については、労務単価の上昇には、やっぱり私は比例していないという説明をさせていただきました。つながっていないという現状だと思っているんですけども、部長としてはどのようにそのあたりは認識されておられますか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 設計労務単価と聞き取りによって調査しております労働者の賃金の上昇率のところに差があることは認識をしております。

一方で、調査対象が少し異なるんですが、厚生労働省が実施しております三重県の建設業全労働者の年間賃金総支給額の調査でございますが、これでは平成25年度から平成30年度の6年間におきまして賃金の上昇率が約27%ということになってございまして、県の設計労務単価の上昇率とほぼ同じような値も示しておりますので、そのような調査もございまして、労働者の賃金上昇率にどうして差が出ているのかにつきましては、建設企業への賃金の支払い状況の確認を行って、さらに実態の把握に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○**13番（藤根正典）** 御答弁いただきました。

今、御説明いただいた内容がやはり企業への聞き取り調査でございますので、その従業員数がどれだけであるのかというようなところも関係してくるのかなと思っています。やはり10人以上の企業、5人から10人でやっている、あるいは5人以下でやっている、あるいは一人、二人でやっているというような状況によって、やはりその辺の賃金の状況とか適正な労務単価がきちっ

と反映されているのかというのは、私はまだちょっと疑問が残るのかなというふうなところは思っています。

やはり新三重県建設産業活性化プランが受注者目線で課題を捉えて、建設産業の将来の目指す姿を見据えるという形で進められていますが、あくまで活性化プランは受注者の視点、そして目指すべき建設企業像という立場で策定されていますので、計画としての活性化プランの取組が、条例の理念の達成に本当につながるというふうに言い切れるのかなというところは、私は疑問を禁じ得ません。答弁いただきましたけれども、疑問を禁じ得ないところがあります。

繰り返しですが、やっぱり公契約条例が労働者の適正な労働環境を整えることだけが目的ではなくて、労働者の確保、後継者対策にもつながるものだと思いますし、さらには税金の使われ方をより明確にしていく、公共事業、公共サービスが向上する、そしてその上で県民の生活がより安心できるものになっていくという意味では、僕は条例は必要かなというふうに思っております。

最後に知事にもお伺いしたいんですが、政策集で建設工事従事者の適正な賃金の確保や人材確保、公共サービスや雇用の質の向上に資する取組を行うと述べられておりますけれども、知事の御所見、お伺いできたらと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、渡辺部長から答弁させましたけれども、公契約条例の理念ということや、今御紹介いただいた政策集のことについては、新三重県建設産業活性化プランにおいて一定書き込ませていただいていますし、次期プランにおいても、そういうところを重視して書いていこうというように思っています。

加えて、この法律という形で本年6月7日、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法ですね、これが改正されまして、受注者の責務として、労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないというふうに改正もされているということもありますので、

理念ということでいけば、プラン、そしてこの法律、これに基づく取組をしっかりと着実に進めていくということでありまして、先ほど渡辺部長も申し上げましたとおり、企業経営の影響などについて、まだ調査研究中ということでもありますので、それをしっかりと注視するということだと思います。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 国のほうも、労務単価設定されたものが下請、そしてその下へとしっかりと反映されるようにというふうには、それが賃金としていくようにというふうな形で考えているということはお聞きもしています。

ですので、働く者にとってしっかりと生活の安定につながっていくという部分では方向は同じだと思うんですけども、次期活性化プランの改正に当たって、できましたら引き続き公契約条例についてもしっかりと調査研究を続けていただいて、制定に向けての考えをまとめていただけたらなと思っております。

次へ行かせていただきます。3番目の質問は、熊野古道世界遺産登録15周年を活かす取組についてです。

昨年12月にも、熊野古道世界遺産登録15周年に向けての取組について質問をさせていただきました。伊藤南部地域活性化局長からは、インバウンドの誘客、熊野古道の価値を伝承していく次世代の育成といったようなところを進めていきたいという御答弁をいただきました。南部地域にとって、どちらも重要な取組だと考えております。

今回、15周年を迎えて県民の皆さんに広く事業の中身等を知っていただく必要もあるのかなと思っておりますので、記念事業についてお伺いしたいと思っております。

関係の各市町では、15周年に合わせて地域の観光振興、地域の活性化の推進のため、様々なイベント・取組を進めて盛り上げていこうと考えていらっしゃると思いますが、7月7日のキックオフイベントを含め、県として熊野古道世界遺産登録15周年をどう盛り上げていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、熊野古道世界遺産登録15周年記念事業実行委員会、実行主体ですが、15の市町と、それから150を超える団体が参加していると聞いております。

こうした市町や多くの団体とのネットワークというのは非常に重要だと思っておりますが、引き続きこれからもその方たちとの関係を活用していくといえますか、連携をとっていきべきだと思っておりますが、そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 県として熊野古道世界遺産登録15周年をどう盛り上げていくのか、熊野古道世界遺産登録15周年事業実行委員会のネットワークの今後の活用の二つをお尋ねいただきました。

熊野古道は、今年、世界遺産登録15周年を迎えることから、昨年12月に熊野古道沿線に位置する10市町と県で実行委員会を立ち上げました。議員のお話の中にもございましたように、現在では古道にゆかりのある15市町をはじめ、150を超える団体に参加していただいております、地域が一体となることで15周年を盛り上げていこうとしております。

15周年事業の期間は、既に4月から始まっておりますが、県としては、世界遺産に登録された日であります来月7日に熊野古道センターで、キックオフイベントを開催し、さらに機運を盛り上げていきたいと考えております。

キックオフイベントでは、知事をコーディネーターといたしまして、パネルディスカッション、きいて！わたしの熊野古道。を実施いたします。その中では、パネラーであります熊野古道の発掘に尽力された方、地元高校生、県外の熊野古道ファン、地域で活躍する外国人の皆さんに、熊野古道の魅力や思いを語っていただき、未来に向けて考えていただくきっかけとしたいと考えております。

また、12月には、集大成といたしまして、熊野古道の価値を次の世代に伝えるフィナーレイベントを開催いたします、20周年に向け地域の皆さんの気持ちを一つにしていきたいと考えております。

これまでの周年事業では、県や東紀州地域5市町の行政が中心となりまし

て各種イベントを展開しておりましたが、今回は、南部地域を超えた15市町や企業、団体にも実行委員会に参加いただき、取り組んでいただいております。

例えば、各市町におけるイベントでのPRに加えて、JR東海株式会社による15周年記念列車の運行、県内39の図書館による熊野古道の資料展示などが行われております。

また、秋のシーズンには、熊野古道ウィークを設定いたしまして、市町、団体等が集中的に事業を実施することにより15周年を盛り上げていきたいと考えております。

次に、今後の実行委員会のネットワークの活用についてでございますが、今回、150を超える団体が実行委員会に参加いただき、これまでにない大きなネットワークができましたことは、熊野古道の価値を次世代に継承していくための貴重な財産であると考えております。

今後、20周年を見据えまして、実行委員会のネットワークをさらに発展させるとともに、関係団体が相互に連携しながら自主的な取組を続けられるよう支援いたしまして、熊野古道を核といたしました持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。7日のキックオフイベント、熊野古道センターということでございますが、そのイベントを通じてしっかりと多くの方に熊野古道というものをもう一度、15周年なんだということをアピールしていただいて、今年の各市町も含めた取組が地域を盛り上げるものになっていけばいいなと思っております。

世界遺産登録以来、大切にこれまで進めていただいた各市町、そして民間の多くの団体の皆さんとの連携、協力というのを、今回の機会にぜひもっと深化していくということで取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、世界遺産熊野古道については、何度も言わせていただいているんで

すけども、やはり和歌山県、奈良県との広域連携というのが非常に大事だと思っております。知事にも引き続きお取組をよろしくお願ひできたらと思ひます。

次に、東紀州における観光DMOについてお伺ひしたいと思ひます。

私は、この15周年というのは本当に東紀州地域においても観光地域づくりを目指す大切な機会だと思ひますので、今までもインバウンドへの対応であったり、クルーズ船による誘客と様々な形で質問させていただきましたが、DMOについても今回お聞きしたいなと思ひます。

東紀州地域では、平成28年度から観光DMOの設立に向けての検討が進められてきたと聞いておりますが、現在の状況についてお伺ひします。よろしくお願ひします。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 東紀州におけます観光DMOの現在の取組状況についてお答えさせていただきます

東紀州地域では、地元5市町と県により設立いたしました東紀州地域振興公社におきまして観光振興等に取り組んでまいりました。

こうした中、先ほどおっしゃられましたように、平成28年度には、東紀州地域の振興や持続可能な地域づくりの推進に寄与することを目的に、東紀州地域振興公社が事務局となりまして、地元5市町と県、関係団体によります世界遺産、地域産業を活用した観光DMO事業推進協議会を設立いたしました。DMOに関する先進地調査を行っております。

平成29年度には、DMO設立に向けた諸課題の検討と整理を進めまして、平成30年度にかけて、地域において何回も意見交換会やDMOの勉強会を行いました。そして、本年3月には地元5市町の課長級職員を中心に、県も参画いたしまして、東紀州地域の観光DMO設立準備に関する幹事会を立ち上げたところでございます。

同幹事会では、これまでに3回の勉強会を開催いたしまして、具体的な検討を進めております。

現在は、DMOの実施体制を含めました対応方針につきまして、地元の5市町長の意向を確認しているところをございまして、今後さらに検討が進められ、今年度内に一定の方向性を出すというふう聞いておるところでございます。

県としましても、DMOは東紀州地域のインバウンド誘客をより一層大きく前進させる牽引役になると考えております。引き続き、同幹事会の一員といたしまして、地元5市町の意向を尊重しながら、しっかりと支援してまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） ありがとうございます。幹事会の中で最終的に各市町の意向も聞きながら、最終的な設立に向けての段階に来ているというふうな形で認識をさせていただきました。

やはり関係の民間の団体とかその方たちが本当に今、一生懸命になってきていると思っておりますので、県、そして市町がその方たちとしっかりと連携とっていただいて、DMOを設立していただいて、地域が主体的にもっとかかわれるような形をつくっていただけたらと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に海岸漂着物問題に対する取組についてお伺ひしたいと思います。

私たちの生活から生まれたごみ、生活系、特にプラスチックごみによる深刻な海洋汚染が世界的にも大きな問題になっております。

政府は今月7日に、2019年版環境白書を閣議決定いたしましたけれども、その中でも、毎年800万トン以上のプラスチックごみが海へ流出し、深刻な海洋汚染が地球規模で広がっているという認識を持たれております。そして、今月下旬のG20大阪サミットにおいても、そのプラスチックごみ問題について議題としてしっかりと協議をされるというふうにも聞かせていただいております。

2030年までに国内の使い捨てプラスチック排出量を25%削減する政府方針、

そしてリサイクル促進、代替素材の導入といったような取組もこれからも進められていくんだろうとっております。

プラスチックごみなど生活系のごみについては、排出削減、海洋投棄禁止に向けた世界的な取組は非常に大事だと思っておりますが、一方で私たちが毎日プラスチックごみを出す当事者として意識をしっかりと持って、生活スタイルのあり方も含めて考え直さなければいけないのかなというようなことも思っております。

そしてもう1点、今回取り上げました、既に海洋や海岸に出てしまったごみをどうするのかといったことも非常に大きな問題だと思っております。生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域居住環境への影響といったところが、この海洋、海岸のごみについては想定されると思っております。

三重県は、平成24年3月に三重県海岸漂着物対策推進計画を策定され、対策を進めております。

そこでお伺いいたします。海岸漂着物問題に対するこれまでの県の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、熊野灘沿岸地域の漂着物に対する取組についても、お聞かせいただけたらと思っております。

そして、今後、取組をどう進めていくのか、方向性についてもお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 漂着ごみ対策につきまして3点御質問いただきました。

まず、これまでの取組でございますが、良好な景観及び環境を保全する上で問題となっている海岸漂着物につきましては、先ほどお話しございましたとおり、平成24年3月に三重県海岸漂着物対策推進計画を策定し、発生の抑制や円滑な処理に取り組んでおるところでございます。

平成30年度の発生抑制対策としては、PR映像を制作し、映画館での上映

やインターネットによる動画配信などの普及啓発のほか、モニタリング調査を行いました。また、伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦を展開しておりますが、平成30年度も県内各地で清掃活動が実施され、50団体、延べ約3万5000人の皆さんに参加いただいたところでございます。

また、回収、処理事業といたしましては、国の補助金を活用して、海岸管理者や市町等により、約1000トンの海岸漂着物などが処理されております。

伊勢湾に漂流するごみにつきましては、県内に限らず伊勢湾流域圏全体から発生しております。このことから、東海3県1市や関係機関が協力して周知啓発や環境団体との連携、流域圏での発生抑制対策を推進しております。

一方、熊野灘沿岸における取組の考え方でございますが、熊野灘の海岸漂着物の量は、単位海岸線延長で見ますと、伊勢湾の5分の1程度となっております。地元で回収等の取組が行われているところもございますが、熊野灘沿岸につきましては、国立公園に指定されており、三重県にとって貴重な財産であり、観光資源であると考えております。この美しい海岸の景観や自然環境を保全するためにも、海岸漂着物の回収、処理が重要であり、より一層の取組が必要であると考えております。

今後の取組でございますが、引き続き、県内全域で効果的な発生抑制対策を実施していくとともに、熊野灘におきましても、海岸管理者や市町に対して、伊勢湾と同様に国の補助金を活用するなどして、海岸漂着物の回収、処理に取り組むよう働きかけてまいります。また、県内全域で清掃活動がますます活性化されるよう、個人やNPO団体だけではなく、企業に対しても参加を呼びかけるなど、県としてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。モニタリング、啓発活動、そして多くの地域で清掃活動にも取り組んでいただきながら、約1000トンの処理をしてきているというお話でした。

確かに伊勢湾、3県1市がかかわっておりますので、ごみの量は本当に相
当なもので、私も答志島の奈佐の浜ですか、何度か行かせていただいで
おりますけども、大変な漂着物というような実態も見させていただきます
ので、伊勢湾についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、引き
続き、熊野灘についても発生抑制も含めて景観の問題も絡めてお願いできたら
と思っております。

時間がございますので、次の項目へ行かせていただきます。流木等漂着
物への対応についてです。

台風とか集中豪雨になると大水で河川から流木などが出てまいります。昨
年度も8月、9月の台風で県下で合わせて900立方メートルの流木等が流れ
着いているという状況で、県土整備部、そして各建設事務所においても状況
を把握していただき、できるところからの回収、処理というような形で取り
組んでいただいております。

しかし、(パネルを示す)これは私の地元なんですけども、量的には多く
はないという判断なのかもしれませんが、まだ残されている流木等もござい
ますので、観光振興や漁業への影響、海岸環境保全にも影響があるのでは
ないかと思ひます。海岸に打ち上げられた流木等の回収、処理についてのお
お聞きをお聞かせください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(渡辺克己)** 流木等漂着物への対応についてお答えをいたし
ます。

台風等により海岸に漂着した流木等の撤去につきましては、漂着流木等の
総数量が1000立方メートル以上という採択基準を満たす場合は、国の補助事
業を使って撤去してございます。

また、採択基準に満たない場合は、一般単独災害復旧事業にて撤去を行っ
てございます。

平成30年度は、熊野灘沿岸の4地区の海岸において、台風の影響による流
木等の漂着がありました。これらにつきましては、一般単独災害復旧事業に

て撤去を行うこととしております。

このうち、中津浜地区海岸と三木里地区海岸の流木等につきましては、撤去が完了してございます。

撤去が完了していない、七里御浜海岸の阿田和地区と井田地区につきましては、7月中の契約を予定しておりまして、早期に撤去できるよう努めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。残っているところも早急に撤去していただけないという対応の御答弁でしたので、大変安心もいたしております。できましたら、予算の関係もあるんですが、冬から春の間ぐらいに撤去していただくような方向があるといいのかなと思っております。

といいますのも、この6月1日から紀宝町では、ウミガメ保護監視員の方によるパトロールとかそういったところも始まっておりますし、ウミガメの上陸する海岸環境をしっかりと残していけたらなと思っております。

今日もこれから雨が想定されておりますけども、いよいよ台風のシーズンも近づいてまいりましたので、発生流木への対応、引き続きお願いできたらと思います。

時間が参りましたのでこれで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 40番 舟橋裕幸議員。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○40番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。6月定例会議のトリを務めさせていただきます。

振り返りますと、この四、五年間、一般質問に立たせていただくチャンスを与えていただくと、必ずトリなんです。そうすると、たくさんの人が御質問をされた、そのことに重複しないようにすき間を縫って質問を探すのも大変ですけども、しっかり与えていただきましたので、務めていきたいと思

ますので、よろしく願いをいたします。

一つ目はGAPについて聞かせていただきたいと思います。

4年ぐらい前に、私の県庁時代の同僚が定年退職をいたしました。あなた、やめてどうすんの、と聞きましたら、GAPの仕事、というお答えをいただきました。当時、私にGAPの知識が実はありませんでした。

しかし、今、彼はグローバルGAPの審査員として活躍するとともに、三重県のGAP認証推進に随分貢献をしていただいとるというふうに聞いています。

さて、GAPとは、適切な農場管理の基準であり、農薬、肥料、水の管理や、土の管理などの仕事に明確な基準が定められ、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられた認証であります。一言で言えばよい農場の目印であります。

友人との会話の1年後ぐらいから、知事も熱心にGAPの推進を語られるようになってきました。きっかけは、GAPが東京2020オリンピック・パラリンピックの食材調達基準に採用されたことだろうと思いますが、大会開催後、県内農産物が、国内取引や海外輸出において大きく拡大できれば、すばらしいことでありますし、期待をしております。

県は、平成29年7月に三重県GAP推進大会を開催し、三重県における農産物のGAP推進方針を策定し、GAP認証の取得推進を図ってきたと伺っています。

一方、4年前まで私がGAPを知らなかったように、一般消費者にGAPの認証制度は、明らかに普及していません。

スーパーで買い物しても、GAP認証農家のお米とか野菜といった表記を見たことはありません。

こうした中、3点お伺いをしたいと思います。

一つは、平成29年の三重県GAP推進大会以降、GAP認証取得の成果をお伺いします。二つ目は、認証取得後の生産者の評価や効果についてお伺いします。最後に、消費者や量販店に対して、GAPについての啓発活動について

てお伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、国際水準GAP認証取得の成果、それから認証取得後の生産者の評価と効果、あるいは消費者や量販店の方への啓発活動についてお答えさせていただきます。

GAPは、適切な生産管理や農薬など農業資材の適正な使用、農作業のあらゆる工程の記録、点検、改善などを通じまして、農畜産物に対する消費者等の信頼を確保するとともに、農業経営の改善でありますとか効率化などにつながる取組であると考えております。

また、御紹介ありましたが、国際水準GAPが東京2020オリンピック・パラリンピックの食材調達基準にされるということなど、今後は、GAPに取り組み生産された農畜産物のマーケットの拡大というものが見通されることなどから、本県農業の競争力強化に向けまして、GAP認証取得の推進に重点的に取り組んでおるところでございます。

これまで、平成29年7月に開催いたしました、三重県GAP推進大会を契機といたしまして、国際水準GAP認証取得に向けた取組の本格化を図りますため、同年7月末に、農産物、畜産物のそれぞれにおきまして、GAP推進方針を策定いたしまして、本年度、令和元年度末までに農産物で70件、それから畜産物で6農場の認証取得を目指すこととしております。

この推進方針に基づきまして、県、市町やJA等の関係団体が連携してGAP認証取得に取り組む生産者をサポートする推進体制を構築しますとともに、特に、現場で直接、生産者への指導、助言を行います県の普及指導員やJAの営農指導員などをGAP指導員等として養成し、きめ細かなサポートに取り組んでまいりました。

まず、この認証取得への取組の成果でございますけれども、この結果、平成30年度末までに茶、野菜、米などの農産物63件で、また畜産物の肉用牛3農場が、国際水準GAPの認証の取得をしたところでございます。

また、次代の県農業を担う若者が早い時期からGAPを学べる環境づくり

にも注力しておりまして、三重県農業大学校や県立農業高校が、生徒を中心とした取組を進め、三重県農業大学校におきましては野菜1件、さらに、全ての県立農業高校、5校ですが、におきまして、農産物や畜産物で計9件の国際水準GAPの認証を取得したところでございます。

次に、生産者の方の評価、効果でございますけれども、こうしたGAPの認証を取得しました生産者からの評価や効果につきましては、例えば商品の差別化や品質の担保による販路拡大につながった、効率的な農作業計画が立てられることで、労働時間の短縮につながった、また従業員の主体性や責任感の向上に効果を感じているでありますとか、農薬、肥料や包装資材などの無駄が減った、さらには生産物を消費者に自信を持って勧められようになったというようなお声も聞いておるところでございます。昨年度実施いたしましたアンケート調査などでも同様の結果となっております。

また、農福連携に取り組む事業者の中でも、4事業者が国際水準GAP認証を取得しておりまして、そういった中では作業計画の作成を通じまして、障がい者の方にも作業手順がわかりやすくなるような工夫ができたことで、労働安全が大きく改善できたというような評価もされておるところでございます。

三つ目に、消費者や量販店への啓発活動ということでございますけれども、GAP農畜産物の販路拡大を図っていくためには、量販店等の食品関連事業者や消費者に対しまして、GAP農畜産物は適切な農場管理のもとで生産され、食の安全が確保されたものであることなど、信頼度が高いことの周知を図っていく必要があると考えております。

このため、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、首都圏等を中心に、三重テラスでありますとか都内レストラン、あるいは社員食堂などと連携しました県産GAP食材を使ったフェア、あるいはメニュー化といったものに取り組みますとともに、みえのGAP認証農産物カタログというのを作成をいたしまして、レストランでありますとかホテルでの採用を働きかけるなど、認知度向上に取り組んでまいりました。

また、県内におきましても、県政だよりなどにGAPの記事を掲載させていただきますとともに、ショッピングセンターのイベント等におきましても、消費者の皆様に対する啓発を行っているところでございます。

今後とも、市町やJA等の関係団体と十分に連携を図りながら、意欲ある生産者の国際水準GAPの認証取得を促進し、取組を進める生産者の拡大を図っていきたいと考えております。

また、引き続き首都圏等でのプロモーションを行いますとともに、県内におきましても、レストランやスーパー等と連携したGAP食材フェア等を開催いたしますなど、消費者や食品関連事業者の皆様への認知度向上に、関係者が連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） GAPを推進していただいとる県の職員に、私が昔、在職させてもうとった農業改良普及センターの職員らも中心的役割を担っていただいとることはうれしく思っていますし、同時に期待をしたいなと思っています。

そして、平成29年ですから、たった2年間で随分GAPの認証もスピードアップというか、たくさんの方が。お茶から始まりましたよね、たしか。多く取れたんやなというふうに思っています。

将来は、例えば工場みたいな企業が今現在、ISOが必須条件であるのと同じように、農家においてGAPが必須条件になる時代が来ればいいなというのを思ったりもしています。

そうした際に、まだ知名度も低い、歴史も浅い、そういう現状の中で、農業改良普及センターとか学校とかJAとかいろんな、そして当然、農家も独自で勉強したりもあろうかと思えますけども、ばらばらでGAP取得に向けて取り組んでいくよりも、先ほど部長のほうで関係機関が連携してという言葉も入っていました。やっぱり県がリーダーシップをとって、関係機関が一つの組織として組み立てて、今後のGAPの推進をしていくということが非常に大切ではないかなと思うんです。

そういった意味では、今その関係機関が連携してというGAPの推進体制みたいなものは何かできているのか、お答えいただきたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） GAPを効果的に推進していく、今後もさらに推進していくためには、やっぱり現場で直接、生産者への指導あるいは助言等を行います県の普及指導員、さらにはJAの営農指導員というような方々と連携して生産者をサポートしていくことが重要だと思っております。

このため、県では、普及指導員、あるいはJAの営農指導員等を対象としましたGAP指導員研修会等を精力的に開催いたしまして、この平成31年4月時点で、例えば生産農家がGAPを導入していくと、そういったところにアドバイスを行うGAP指導員を142名養成をしたところでございます。また、さらに次の段階として認証取得をしていこうというところを支援するGAPリーダー指導員というものにつきましても、56名を養成してきたところでございます。これは全国トップクラスの体制ということで考えております。こうした指導員を中心にしまして、地域GAP推進チームというのを県の各地域の事務所単位に設置をしております、その中で生産者の皆さんへのきめ細かな支援に取り組んでおるところでございます。

今後とも、この地域GAP推進チームを核といたしまして、現場に応じた様々なサポートを講じることで、認証取得の拡大に向けて努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 地域GAP推進チームに期待をしておきます。

先ほどの答弁で、三重テラスでイベントやったり、また県政だよりに載せましたという話がありました。GAPを推進するテクニカルな話は部内で処理ができると思うんですけども、そういった三重テラスも所管する部が違うと思いますし、県政だよりも所管する部も違うと思いますので、やっぱりオール県庁で農林水産物のGAP認証取得推進に取り組んでいただけるような形で進めていただくと、より県民の皆さんにGAPのPRができるんじゃない

ないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

まず、消防団の充実強化のための消防団員の確保についてお伺いします。

近年、増加傾向にある火災や地震、台風などの大規模自然災害に対して、常備の消防である消防本部、消防署だけでは対応できず、地域防災力の充実強化が求められています。そのために、地域に密着し、住民の安全と安心を守る上で、消防団の果たす役割は大変重要であります。

こうした中、5月24日の防災県土整備企業常任委員会で、4月1日現在、消防団員が、対前年度比156人減の1万3357人と過去最低になったとの報告がなされていきました。県内の消防団員は、平成27年度以降、5年連続で減少しており、各市町が条例で定める消防団員の定数を満たしているのは、4市町であり、県全体の充足率は92.4%だそうであります。

県としても危機感を持ちながら対策を進めるとしてはいますが、チラシやグッズを配布したり、平成29年から始まった団員らに特典やサービスを提供する、みえ消防団応援の店制度だけでは、消防団員減少に歯どめがかかるとは言いがたい現状ではないでしょうか。

過去、多くの議員から消防団員の確保に向けた質問、提言、要望等が出されています。国は、平成26年に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で、地域防災力とは、自主防災組織、消防団、水防団や、国、地方公共団体などが連携協力による総合的な防災体制や能力をいうと定義し、第8条で、国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な措置を講ずるものとする」とあります。

当然、県としてもこの法律の規定を真摯に受けとめ、対応が必要であります。県は、平成21年に三重県防災対策推進条例を施行しました。第2条の定義において、自主防災組織とは、地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいうとあり、第48条に自主防災組織への支援が定義され、県は、

市町及び防災関係機関と連携して、自主防災組織が活発に活動を行うことができるよう必要な支援に努めなければならないとあり、加えて、人材の育成にも努めなければならないとあります。この条例には、消防団という単語が全く出てまいりません。自主防災組織に触れながら、消防団には何ら言及していない条例であります。

今議会において知事は、県政運営に五つの柱を立て、第一の災害に強い地域社会をつくるとして、三重県防災対策推進条例の見直しを提案されました。消防団を所管するのは各市町であります。県内の消防団の取りまとめをしている三重県消防協会の事務局は県防災対策部内にあります。県としても市町と連携して抜本的に対策を講じなければ、消防団員減少の歯止めはかからないと考えます。

次期、三重県防災対策推進条例の見直しに際しては、消防団をどのように位置づけられるかお伺いをいたします。

加えて、他県には例がありませんが、三重の消防団応援条例などを制定するぐらいの県としての強い姿勢を示すお考えはないでしょうか。三重県消防協会総裁でもある知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県防災対策推進条例の改正に合わせての消防団の位置づけをどう考えるかというようなこと、また単独の条例についてどう考えるかということでございました。

消防団は、地域の安心・安全の確保に極めて重要な役割を担っていることは衆目一致するところであります。

昨年は幾つもの台風が上陸または接近したことにより、県内に甚大な被害をもたらされましたが、消防団は、河川や土砂災害のおそれがある危険箇所への警戒、地域の巡回活動などを行い、被害を未然に防ぐなど、地域における共助の中核的存在として、果たす役割はますます大きくなっています。

私自身も、消防大会や消防操法大会に出席したり、消防団関係者と様々な場面で意見交換をしたりする際など、直接、消防団員の皆さんから日々の活

動状況や地域防災への思いを聞かせていただいているところであります。

しかしながら、先ほど議員からも御指摘ありましたとおり、人口減少や少子高齢社会の進展などの社会情勢の変化により、近年、消防団員数は減少し続け、消防団員の高齢化も進んでいる現状にあります。

消防団員の確保については、県民の皆さんに消防団のことを御理解いただくことが重要と考えており、市町及び三重県消防協会と連携して、毎年2月に消防団員入団促進キャンペーンを実施するなど、啓発活動に取り組んでいます。

こうした基本団員の確保に加え、活動を特化した機能別団員制度の導入についても働きかけを行っており、具体的には、四日市市消防団では、学生機能別団員が在籍し、広報活動や救急指導、避難所の運営支援などの活動に従事されています。

発生が危惧されている南海トラフ地震や、近年多発している台風や記録的な豪雨などの大規模災害に備えるため、消防学校において消防団員の災害対応能力の向上に向けた教育訓練にも取り組んでいます。

これらの消防団に関する取組については、三重県防災・減災対策行動計画において、重点行動項目として掲げ、消防団の充実強化に努めているところです。

このような中、総務大臣から本年4月26日付で出された地域防災力の一層の充実強化に関する大臣書簡も受け、県では、全市町を訪問することとしており、消防団の現状や課題などに関する意見交換を始めています。

三重県防災対策推進条例については、全国最多の条文数を誇り、様々な取組が規定されていますが、制定から10年が経過しており、近年の防災対策の検証や災害における教訓を総括し、今後の三重県の防災対策のさらなる深化、防災の日常化の定着などの観点から改正を行い、さらなる充実を図りたいと考えています。

これまで申し上げた観点を踏まえ、消防団の果たす役割はさらに重要となってくることから、消防団の強化や消防団への加入の促進、消防団への協

力などへの必要な支援を行うことなどに関する内容を条例改正の中に盛り込む方向で検討を進めていきたいと考えております。

舟橋議員から御提案のありました単独条例については、現在検討はしておりませんが、防災対策全体の中で消防団をしっかり位置づけながら、総合的な対策に、この推進条例がまずなるということが大事であろうと思いますので、今申し上げた消防団の強化、加入の促進、消防団への協力などへ必要な支援を行う、そういうようなことを盛り込むことの検討を進めていきたいと思っております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 消防団の皆さん、喜ぶんじゃないですかね。防災県土整備企業常任委員会的时候に、日沖部長が危機感を持って取り組むという話をしてみえるようですので、今度できてくる改定される条例に、その危機感を持った対応がしっかりと盛り込まれることを期待しておきたいというふうに思います。

さて、次の災害時の備蓄について一言申し上げたいと思っております。

（現物を示す）ここに三重県防災ガイドブックがあります。よくできていると思っております。見せてもらいましたけども。できれば一家に一冊、それも本箱に死蔵されるのではなく、目の届くところに置いてあって、防災の日常化が推進できる、また意識できるというふうになればいいなと思いついて見ました。

ただ、13ページに非常持ち出し品と備蓄品をチェックというページがございまして、当然のことながら、食料品等、衣類等、貴重品、日用品、安全対策、こういうものを備蓄しましょうというのが書いてありました。その他に簡易トイレと書いてあるんですよ。

食料品の備蓄については、御丁寧が一番下にもう一回、一人当たり3日以上以上の食料品や飲料水などを備蓄しておきましょうと丁寧に書いてあります。

トイレ問題ってこんなに軽いかな、トイレについてはないがしろにされているんじゃないかなというような感じをいたしました。人間食べりゃ、

やっぱり出すんですよ。災害時に、避難所でトイレ問題というのは大変になったという報道があったり、課題として提案もされています。県土整備部が頑張って個人住宅の耐震診断、耐震補強しましょうというのを進めてみます。それが十分充足されていけば、それなりに災害があったとしても家は倒壊しなかった、そこでまだ生活もできる、しかし、水はとまる、水洗トイレは使えないという事態が必ず起こるケースがあります。

加えて、スーパーなんかに行きますと、防災グッズコーナーに、ちょっとレジ袋の大きいものに吸湿剤が入って、それを水が来ない洋式便器へかけることによって、水洗トイレ相当に使うことができ、生ごみとして処理ができるというようなグッズも売っているわけでございます。

そういった意味では、水、食料品を備蓄しましょうというのと同等に、トイレ問題については、やっぱりきっちりと県民の皆さんに啓発していくことが必要じゃないかと思うんです。

この資料の末に、平成31年3月に改訂となっておりますので、すぐに改訂されないかもしれませんが、このガイドブック、次期改訂時にやっぱり食べ物と同等にそのトイレ対策をきちっと国民の皆さんに啓発する必要があるんじゃないかと思いますが、お考えをお伺いします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 災害時のトイレ対策の重要性についてということで御答弁申し上げます。

災害時のトイレにつきましては、過去の災害の検証においても避難者数に比べてトイレの数が不足していたという結果や、様々な理由によりトイレの使用を控えることで避難者の方が健康に支障を来すなどの問題が生じております。こうしたことから、避難所等のトイレ環境を整えることは健康面、衛生面において極めて重要であると考えております。

また、昨年度に発生しました北海道胆振東部地震においても、停電により断水が生じ、水洗トイレが使用できなくなりました。これを踏まえて、5月の全国知事会危機管理・防災特別委員会において、都道府県が共有すべき教

訓として、北海道から快適なトイレ環境を構築する体制づくりの必要性が提起されたところであります。

県では、平成28年度に県及び市町で策定しました三重県備蓄・調達基本方針におきまして、過去の大規模災害時の需要等を踏まえ、備蓄、調達すべき重要品目の10品目ですけれども、このうちの一つとして携帯・簡易トイレを位置づけております。

また、啓発としましては、9月のみえ風水害対策の日や12月のみえ地震対策の日に合わせまして、ショッピングセンター等において携帯トイレの配布をして必要性を喚起しているところであります。

さらに、みえ防災・減災センターにおきましては、災害時の避難所における適切なトイレの確保について調査、研究を行っておりまして、この6月8日に行われた研究成果の公開シンポジウムでも、トイレの重要性について報告されたところであり、県でもこの成果を三重県避難所運営マニュアル策定指針などに反映していきたいと考えておるところであります。

このように災害時のトイレの重要性については認識をしております、これまでも携帯トイレ等の啓発に取り組んできたところでありますけれども、今後、県のホームページへさらにわかりやすく掲載することに加えまして、御指摘、御意見をいただきました三重県防災ガイドブックの次期改訂時には、より重要性を啓発する内容に修正するなど、県民の皆さんにより認識していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） はい、ありがとうございます。では、次回のガイドブックの改訂時には、出と入りがきれいに大切ですよというふうに乗っておりますことを期待しておきたいと思っております。

次に、健康寿命の延伸対策についてお伺いします。

近年、健康寿命に対する関心が高まっています。健康寿命とは、病院や人の世話にならず、健康上の問題がない状態で、日常生活を送れる期間のことをいいます。幾ら長生きをしても、寝たきり生活になってしまったら、楽し

い人生とは言えません。

21世紀に入り、平均寿命も健康寿命も男女ともに伸びています。

一方、平均寿命と健康寿命の差に関しては、男女ともに開きが大きくなっています。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大します。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命との差を短縮させることができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

まず、予防、健康づくりを全世代型社会保障の重要な要素と位置づけ、病気や要介護になってからの対応から、予防、健康づくりの施策に重点を高めていく必要があります。国においても、本年3月、第25回未来投資会議において、予防、健康づくりは、社会全体で取り組むと必要性が示されました。

また、県においては、昨年、三重とこわか健康マイレージ事業を導入し、個人が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めてきました。

加えて、本年度は、三重とこわか県民健康会議を設置し、企業、関係機関・団体、市町が連携し、社会全体で健康づくりに継続して取り組むとしています。知事の政策集においても、全国トップクラスの健康づくり県への表題があり、それに呼応するように、5月の医療保健部の常任委員会における資料でも、男女ともに健康寿命全国トップクラスを目指し取り組むとありました。

知事政策集や県の資料においても、三重県の女性の健康寿命は全国2位まで上昇しましたと自慢げに掲載されていますけども、男性が31位ということはどこを探しても載っていません。高齢社会を迎え、寿命が男性も女性も80歳を超える時代となりました。厚生労働省は、2010年、2013年、2016年の3回、都道府県別の健康寿命ランキングを発表しています。最新の2016年のランキングによりますと、確かに三重県は女性は76.30歳、全国2位であります。男性は71.79歳と残念ながら31位であります。

そこで、全国トップクラスの健康づくり県を目指すためには、男性の順位が低い原因を調査し、課題解決に向けた取組を進めるべきと考えます。そこ

で、県の全国トップクラスの健康づくり県を目指すため、男性の健康寿命を延ばす対策についてお伺いします。

また、昨年からはじめた三重とこわか健康マイレージ事業の実績をお伺いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 男性の健康寿命の延伸に向けた取組と、三重とこわか健康マイレージ事業の実績について御答弁を申し上げます。

男性の予防、健康づくりに関する指標につきましては、脳梗塞や心疾患、大腸がんなど、主な疾病別の死亡率は全国平均より低い状況にあるものの、健康寿命が低い背景といたしましては、糖尿病の年齢調整死亡率が高いほうから全国13位となっていること、がん検診の受診率は高いんですが、精密検査の受診率が全国平均より低いこと、1日当たりの野菜摂取量が全国43位、1日当たりの歩数の平均値が全国32位となっていること、さらには12歳児の平均虫歯の本数というのが1.0本であります。これは、実は全国は0.7本ということでありまして、多い状況にあります。歯と口腔の健康づくりというのは、糖尿病とも密接に関係があるというふうに言われているように、様々な要因が影響していると考えております。

健康寿命の延伸には、生活習慣、運動、食事が密接に関係していることから、一体的に取組を進めるとともに、県民の皆さんが、自ら健康づくりに取り組む機運の醸成を図ることが必要であります。

そこで、医師会等との連携協定に基づき、糖尿病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、がん検診や精密検査の受診率向上のため、受診勧奨を実施する市町への支援や医科歯科連携の取組も行っておるところでございます。

さらに、県民の皆さんが主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、昨年7月から全市町と連携をいたしまして、三重とこわか健康マイレージ事業を開始したところであります。

現在、従業員や県民の方々に健康づくり取組メニューを提供いただいております。

るマイレージ取組協力事業所は65事業所、一定のポイントを獲得した方に対して様々な特典を提供いただいているマイレージ特典協力店は、1040店舗と増加をしております。

昨年度、本事業により、三重とこわか健康応援カードを受け取られた方は、8844人に上っております、参加割合は男性3割、女性7割と、男性の参加が少ない状況にあります。

このため、男性がより一層健康づくりに取り組む機会やメニューが増えるよう、マイレージ取組協力事業所における取組事例集を作成いたしまして横展開を進め、参加いただく事業所の拡大を図ってまいります。

加えまして、本年度は、三重とこわか県民健康会議を設置し、県民の主体的な健康づくりを進めますとともに、企業における健康経営を推進していくこととしております。

今後とも、三重の健康づくり基本計画に基づいて取組を展開いたしますとともに、その状況を調査、分析することにより、効果的に施策を推進していきたいと考えています。

また、企業、関係団体、関係機関、市町とのさらなる連携によりまして、健康づくりの取組に男性の参加が促進されるよう働きかけを行いますとともに、社会全体で取り組む機運の醸成を図り、健康寿命全国トップクラスを目指してまいります。

以上であります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 私自身がメタボリックで、愛煙家で、この質問をするのどうしようかなと一瞬ちゅうちょをしたんですけども、いろんな男性が三重とこわか健康マイレージ事業をやっても参加がなかなかない。意外ととっつきが悪いんですよ、男というのは。食生活も悪い、運動はせえへん、年とって独居老人になったら引きこもる、そういう人もいますけども。その人たちにしっかりと県が施策で手を差し伸べて、そして健康寿命を伸ばしていくという取組が大変なんだろうけども、大切なんだろうね。そんなんがしっ

かり実現できれば、私も体重が10キログラム減って、たばこもやめてという世界になれば、きっとその当時は健康寿命、三重県一番ということになるんかもしれませんね。

ただ、私自身の生活を振り返って見たときに一つ心配なのは、やっぱりアルコールなんです。どうしても男性はアルコールの依存症になる方が多い、そして健康を害される。私も断酒会の会合にいつも出るんですけども、やっぱりあのお話を聞くと本当に悲惨ですもん。ああならないためにやっぱりこれも男性の健康寿命を伸ばすための一環として取り組んでいただきたいと思います。

幸いにして、平成25年にアルコール健康障害対策基本法ができました。そして、三重県としても、三重県アルコール健康障害対策推進計画が策定されてきています。こちら辺の実情をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○医療保健部長（福井敏人） アルコール依存症対策についてであります、本県のアルコール依存症の入院患者数は年々減少をしております。2018年6月30日現在で、1日定点とった部分でありますけど、90名と。ただし、男女の内訳を見ると、男性が78人で、女性が12人と。男性は女性の6.5倍ということで、舟橋議員おっしゃったような傾向が出ております。

本県では、こころの医療センターを中心に、早くからアルコール依存症治療に取り組んでまいりました。また、内科と精神科が連携して早期発見・治療に当たります取組を三重モデルとして、これは全国で知れ渡っております、展開がされておるところでございます。

議員から御指摘ありました基本法を受けて、県においては、平成29年に三重県アルコール健康障害対策推進計画を策定いたしまして、計画を進めておるところでございます。

その中で、本年1月には、アルコールの専門医療機関や相談機関を選定いたしまして、各機関が連携することによって、地域の相談窓口から専門的な医療機関につなげる仕組みの構築も図ったところでもあります。

また、アルコール依存症と診断された方が通院治療を継続して受けること

ができるように、医療機関から直接、自助グループの方々に連絡をとって、双方で患者や家族を支えていくという、これは三重県発の取組でありますエスバーツと呼んでますけども、こうした取組も展開をしておるところでございます。

今後は、専門医療機関や相談機関のさらなる連携強化を図りますとともに、アルコール依存に関する啓発や、専門医や看護師等の人材育成を進めてまいります。

以上でございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） アルコール依存症は他人事ではありませんので、もう少し話をしたいと思います。

自助グループ、さっき僕が申しましたように断酒会という団体に私、顔出しているんですけども、三重県は結構断酒会がしっかりしていると彼らが言っていました。やっぱり東北、北陸方面で結構そういう組織がない。そうすると、アルコール依存症を病院で入院治療したけども、家庭へ帰ったときに、また元の木阿弥になってしまう。やっぱりお互いが助け合う自助のグループがあるかないかが、その後大きく左右するんですよという話も伺ってきました。

また、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の中でも、アルコール依存症のチェックというのが入っていますので、そういった意味では、きめ細やかに縦横でアルコール依存症対策をこれからも気をつけて進めていっていただきたいなと思っています。

ただ、このアルコール依存症なり、問題を先進的に三重県は取り組んできましたけども、その方々も随分実りはリーダー役が年をとってきていますので、次期後継者をきちっと育てておかないと、せっかく今までにつくってきたアルコール依存症対策三重県方式みたいなものが途切れてしまうんじゃないかという心配がありますので、それはしっかりとお頼みしておきたいなと思います。

最後に交通対策についてお伺いをいたします。

まず、道路の環状交差点といわれる、ラウンドアバウトについてお伺いします。

少し古い話ですが、私は、平成26年12月定例月会議にて、ラウンドアバウトと横断歩道やセンターラインの摩耗対応について質問させていただきました。横断歩道やセンターラインの摩耗対応については、その後、多くの議員から要望や指摘もあり、議会全体の声となり、現在は、当時の予算に比べ大幅に増額され、今議会の補正予算にも増額補正が計上されています。すぐに横断歩道やセンターラインが明瞭になるとは思えませんが、高齢社会を迎え、夜間や雨天における交通事故抑止に向け、今後も十分な予算措置と、事業推進を求めておきたいと思えます。

一方、ラウンドアバウトについては、その後、ほとんど発言もなく、忘れられた話かと思っておりましたところ、ようやく本年2月に、芳野正英議員が、伊賀市において三重県で初めて試行運用されることになったラウンドアバウトについて質問を行いました。質問内容は、試行運用の実施場所の選定理由や歩行者や自転車等に対する安全対策でした。

改めてラウンドアバウトの説明をさせていただきます。ラウンドアバウトとは、交差点の制御方式の一つであります。ヨーロッパなどで普及している信号機のない環状交差点ラウンドアバウトの交通ルールを定めた改正道路交通法が平成26年に施行され、他県で幾つかの交差点が指定されてきました。ラウンドアバウトの内部は、時計回りの一方通行であり、真ん中には中央島と呼ばれる構造物があり、海外ではまちのシンボルが設置されているようです。

交差点内の車両を優先し、左折で進入するのがルールであり、速度を落とさなければならず、右折と直進車の事故が物理的に起こらないため、重大事故の減少が期待されています。

また、信号機がないため、維持費がかからず、災害時の停電にも強いため、東日本大震災後に注目を集めました。

ただ、逆走や環状交差点内の渋滞の発生、右から来る環状内の走行車に気をとられ、左側の歩行者に注意が散漫となるなどの問題点も指摘されています。

私は、信号機設置要望の補完的措置として、また、安全性、効率性に有効であり、大規模災害時に強い交通環境の実現、信号機など交通安全施設のライフサイクルコストの低減及び環境にやさしい省エネ対策の観点から、導入の検討を求めてきました。このたびの伊賀市における試行運用と並行して、3月4日より6月1日にかけてアンケートを実施したと報告を受けています。このたびのアンケートにも、問い7で、推進か否かの設問もありました。

そこで、いまだ詳細は精査中かもしれませんが、アンケート結果の概要と、県の今後の推進に向けたお考えを県土整備部長にお伺いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） ラウンドアバウトの試行におけるアンケート結果の概要と今後の考え方についてお答えをさせていただきます。

まず、アンケートに関しましては、215名の方から回答をいただきました。

その結果を集計いたしましたところ、交差点内に入る車両の速度に関する問いでは、遅くなったが77%、変わらないが17%、速くなったが6%という結果でした。

次に、交差点内での事故発生の可能性に関する問いでは、低くなったが41%、変わらないが38%、逆に高くなったが21%という結果でした。

また、この交差点を今後どうしたらよいかに関する問いでは、乗用車がどこを走るのかわかりやすくするとの回答が31%、円を大きくするとの回答が27%、それ以外にその他の意見というのが35%ありました。その内訳につきましては、元に戻してほしい、標識、表示をわかりやすくしてほしい、道幅を広げてほしいなどの検討を求める意見や、このままでよいなどの肯定的な意見がありました。

これらのアンケート結果から、ラウンドアバウト導入による効果といたしましては、交差点への進入速度が遅くなり、交差点内での重大事故発生の可

能性が低くなるといった安全性の向上が期待できると考えています。一方で、乗用車の走行箇所を分りやすくしてほしい、円を大きくする等の交通円滑性の向上に向けた検討課題が明らかになったところでございます。

次に、三重県内における今後のラウンドアバウトの整備についてどう考えるかという問いに関しましては、様子を見ながら整備するとの回答が55%、積極的に整備したほうがよいとの回答が23%、しないほうがよいとの回答が22%ということで、賛否は二分というふうな結果になってございますが、様子を見ながら整備するとの回答が一番多かったことから、交通量など、導入の条件が一定程度整った場合には整備を進めることに賛同するとの考えが多かったものと受けとめてございます。

今後の導入といたしましては、新たな交差点設置や交差点改良の必要が生じた場合には、選択肢の一つとして今回の試行やアンケート結果も参考に、地域の皆様や県警察、交差道路の管理者等との調整を図りながら導入に向けた可能性を総合的に検討していきたいと考えてございます。

また、市町が管理する道路につきましては、情報共有や技術的な助言に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ラウンドアバウトを進めてきた一人として、このアンケート結果、だめと言われなかつただけうれしくは思っています。安全性の向上とかいろいろメリットも若干データとしては出ているようではありますが、今後の方向性となったときには、確かに様子を見てが多いというのはわからないでもないと思うんです。それはやっぱり何ととっても三重県で初めての例ですから、まずは皆さんがラウンドアバウトってどんなもんや、どんなメリットもあるんだ、そして歩行者とか何かのちょっとそういうデメリットもあるんだということも、しっかり理解をしてもらっていけば、より進めていくことも十分可能なんじゃないかなと思っています。

そういった意味では、選択肢の一つとして考えますというのはいかにも冷

たいなと思ったんですけども、それこそ、前向きにとはなかなか言いがたいと思います。まだまだ普及もしないし認知もされてないわけですから。

でも、できるところは必ず一遍検討の素材にはのせるというぐらいの気持ちで、このラウンドアバウトについて今後取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問に移ります。保育園などの交通安全対策についてお伺いいたします。

今議会もいろんな方が触れられました滋賀県大津市における右折車両と直進車両による交差点内での交通事故により、軽自動車が歩道に突っ込み、保育園児2名が死亡する痛ましい事故が発生しました。亡くなられた園児に対し、心より御冥福をお祈りいたします。

事故後の報道を見てみましても、無理をして右折していく車が後を絶たないというようなテレビ報道もありましたし、新聞を見てましたら、それに対して各務原市は、市内の保育所などの散策コースの交差点や小学校の校門前の歩道で、9月までに金属製の保護柵を設置するという全国的にも早い取組をすると発表をされたのを新聞で見ました。

知事も5月27日の定例記者会見で、県内の保育所や幼稚園など約800施設を対象に、散歩コースの危険箇所を調査し、必要な箇所にはガードレールの設置など安全対策を講じるという考えを示されました。迅速な対応には敬意を表したいと思います。

そこで、今後、その約800カ所の施設を調査しまして、それを受けてどのようなスケジュール感でこれを進めていかれるおつもりかお伺いしたいと思います。

加えて、保育園や幼稚園の周辺の道路というのは、県道ばかりじゃなくて市道も町道もありますし、普通、交差点というのは、県道と町道、市道がクロスするところが多いと思うんです。そうした際に、県はやります、必要ですと考えたときに、市はどうしてくれるんやということになりますので、そういった課題解決のために市町とどういった形で協働されていくか、そのこ

ともお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 保育園などの交通安全対策についてお答えをいたします。

大津市での事故を踏まえた交差点における交通安全対策につきましては、今回の事故発生場所の状況や、その後の滋賀県の取組等も参考に、現在、県管理道路の中で1日当たりの交通量が1万台以上の路線にある交差点の調査を実施しております。

また、子ども・福祉部等におきまして、県内全ての保育所や認定こども園、幼稚園等を対象に、日々の園外活動における移動経路や危険箇所を把握するための調査を実施しています。

これらの調査結果を合わせて、7月中旬に危険箇所の抽出を完了する予定でございます。

対策に向けたスケジュールにつきましては、県警察、保育所等担当部署、道路管理者等の関係機関による現地点検を実施し、対策が必要であると判断された交差点については、早急に、対策工法やその費用を決定していく予定としております。

その後、対策に必要な箇所数や予算規模等を踏まえまして、緊急度の高い箇所から早期に対策を実施していきたいと考えています。

また、市町との協働につきましては、まず、県が実施している調査と今後の対応方針等について、情報を共有するための会議等を開催し、詳細に周知を行う予定としております。

さらに、県道と市町道との交差点で対策が必要となる箇所につきましては、市町と十分に調整、連携を図り、県が主体となって対策に取り組んでいきます。

今後も、対策に必要な予算の確保に努めながら、市町と協働し、効果的な交通安全対策を進めてまいります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 7月ぐらいには調査結果が出るそうでございますので、またそれを見せていただきたいなと思います。

ブロック塀のときには、国から補助金があったりなんかして進められました。今回のものは恐らく維持管理費の自分とこの枠内で処理をしていかないといけないかなと思うんですよ。国から補助金や交付金があると、結構ハイスピードで進むんですけども、自前でやれと言われるとなかなかようせんというのが三重県の今の財政事情でございますので、必要などころには必要な予算というスタンスで、この問題の対処をしていただきたいと思いますし、県道の部分だけできて、市道の部分ができませんでしたというみともないようなことにならないように、十分な協働で進めていただけたらなと思います。

最後に、右折信号機のことを聞かせていただきたいと思います。

車を運転してますと右折レーンがあります、右折信号機はありません。右折レーンがあります、右折信号機があります。この二手がありますよね。

そうした際に、全部の右折レーンがあるところに右折信号機をつけてというつもりはありません。必要ないところもあります。また、つけたことによって円滑な車の流れに支障が出てくるということもあります。

しかしながら、ここにあればもう少し安全やのになと感じる交差点は結構あります。そうした際に、右折の信号機がないのとあるのとで、右折しようと思っている人のプレッシャーって結構違うんですね。まあ、最後まで待ったりや、信号機がついて右折できるわというのと、もう黄色になる前に早いところ右折せなあかんと思って、ちょっと車間距離を置いてる車に割り込むような形で右折をしていく車って結構見ますよね。そういった意味では、もう少し右折信号機って増設してもいいんじゃないかなと思うところでございます。

県警本部として、当然信号機を増やしてという要望はたくさんあろうかと思いますがけれども、もう少し右折信号機を増設について今の現状と今後の考え方を聞かせていただけたらなと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、右折矢印信号の設置の現状と今後の方針ということで答弁を申し上げます。

この右折矢印信号につきましては、右折車両を適切にさばくことによりまして、交差点での交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮いたします。

そのため、必要性が認められ、なおかつ交差点形状などの条件を満たす箇所には確実に設置するよう取り組んでいるところであります。

昨年度末現在で申しますと、県内で信号機が設置されている交差点が3251カ所ございますが、このうちの23.6%に当たる768カ所で右折矢印信号による交通整理をしております。

最近の設置数であります。交通実態の変化などで新たに右折矢印信号の設置の必要性が高まる箇所もありますし、また新設する信号機について、ここは右折矢印信号が適当だという場所もありますことから、平成28年度から申しますと、平成28年度では1カ所、平成29年度に6カ所、平成30年度に8カ所に設置してありまして、本年度は6カ所に設置をする予定にしております。

今後の方針でございますが、交差点における交通の安全と円滑を図るという観点から、事故発生の危険性、また地域住民、道路管理者からの設置要望などを踏まえまして、必要な調査を行い、真に右折矢印信号の必要性が高いと認められる交差点につきましては、今後も設置を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。しっかり必要などころには設置をお願いしたいと思います。

時間が来ておりますので終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

最初に藤根正典議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところですが、10分以内で質問をしたいと思っています。

藤根議員の熊野古道世界遺産登録15周年を活かす取組についてということで、2年半前ですか、和歌山県が22カ所、短い部分ですが、世界遺産追加登録がユネスコで認められたわけです。15周年、20周年までつなぐ、あるいは30周年と世界遺産をつなげていくためには、伊勢から熊野までの中で今後も引き続き世界遺産登録の価値がある峠とか道があれば、絶えずそれに目標を向けて追加登録に挑戦していくというのが大事だと思うんです。機運を盛り上げていく。

まず、教育長にその辺の機運醸成がうまくあるのかどうか、御確認を。

○教育長（廣田恵子） 三重県教育委員会では、世界遺産登録後も石造仏の調査とか、それから石段石畳の調査など、世界遺産の関連資産の調査を行ってまいりました。それから、世界遺産の追加登録の前提となるのは、やはり国史跡追加指定ということが前提でございますので、そのことについては常に関係市町に、照会をかけて把握に努めているところでございます。

現在のところ、ぜひここをというところまでは声は上がってきてないようですけども、今後も市町とか、それから熊野古道の保存と活用に取り組む地域の皆さんがいらっしゃいますので、その方たちと一緒にしながら機運の醸成については取り組んでいきたいと考えております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

冒頭に申し上げたかったのが15年前は、それより前に市町の教育委員会が機運を上げて文化財の指定の調査、それから2メートルほど埋もれた道も掘り返して、それを地元の方々が本当に御苦労して、県が膨大な資料を集められて申請書類をつくったと。本当に心から地元としては御礼を申し上げたい

と思います。引き続き大事にしていきたい、それを冒頭申し上げたかったんです。

では、引き続き機運の醸成、折に触れて取り組んでいただきたいと思います。

それで、2番目なんですけども、伊勢から熊野、これは10周年以降、特に伊勢から熊野に通して歩かれる方が非常に増えてきています。団体客というよりも個人の旅行。

そうすると、世界遺産エリアはツヅラト峠から、荷坂峠から南に行くわけですが、それまでの部分が非常に大事だと私は思っています。田丸から始まって、女鬼峠、それから三瀬の渡しとかいろいろあるわけですが、その中で私も改めて15周年の現地を少しちらほら確認させてもらいましたら、馬鹿曲というところがあるんです。栃原のところですね。馬鹿曲というのは、皆さん歩かれた方は御存じだと思うんですが、こうばかみたいに大回りするんですね。それをずっと橋を渡して行くという、丸木でできた、間伐材でできた長さ10メートル、幅1.5メートルの丸木橋がありまして、これは地元の人々の熱意があって10年前に完成したんです。

ただ、杉の丸太なんで、特に雨が多い、あるいは湿気が多い、日が当たらないというところで、先週ですかね、確認をさせてもらったら現在通行どめになっているんです。長さ10メートル、丸太で組んであるんですね。幅1.5メートルなんですけど、頬杖と言いますが、支えているんですが、これの保存、時間がないので余り詳しいことは申し上げませんが、例えば世界遺産エリアじゃないところの保全の状況、通して歩くための確認はどのようにしていらっしゃるのか。

特に欧米の方がダウンロードして歩くわけですね。そのときに通行どめになるというのはそれには載ってないので、その辺、気持ちとしては早く復元をしてほしいなと思うんですが、そのあたりの御答弁いただければと思いますが、いかがですか。

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 熊野古道には議員もよく御

存じだと思いますが、峠ごとに保存会がございまして、保存会の皆様が草刈り、そして小規模な修繕、大雨や台風などの見回りなどを行っていただいているところでございます。

見回りを行っていただきまして、発見された危険箇所は応急対応していただきますとともに、市町や東紀州振興公社のほう、そこら辺に情報提供いただきまして、必要に応じ、修繕が行われるということになっております。

昨夜も議員も御出席いただきましたが、熊野古道協働会議がございまして、保全活動の団体の皆様からお話や御意見を伺ったところでございます。昨夜は世界遺産に登録されている箇所の保全団体の皆様が多かったんでございますが、この15周年を機に私ども、それ以外の保全活動の団体の皆様ともいろんなお話をさせていただいているところでございます。

その中ではやはり高齢化、人手不足、そして世界遺産に指定されている東紀州地域以外の保全はやはり資金も不足しているというふうなお話をお伺いしております、私も大きな課題だというふうに認識しておるところでございます。15周年を記念いたしまして、これを契機に私どもも東紀州地域以外の保全につきましても、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますし、秋の熊野古道ウィーク期間中には、みんなで日を決めて熊野古道沿線全部が合わせて保全活動に取り組む、そういった活動を企画していきたいなというふうに思っているところでございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

御説明いただいたとおりなんです、5市町がもともと核なんです。世界遺産エリアということで連携を組んで。今般15周年でということで、10市町に実行委員会になって、さらに5市町が加わったって、まさにこれ課題でありまして、保存状態とか確認をするということすらできていない。実際、歩けないところがあるということは、守る会もないわけですね。私、実行委員会をつくって、単なるイベントにしちゃいけないと思うんですね。

例えば33万人来ますよねというところを、50万人にしましょうとか100万

人にしましよとかというのはイベント的だと思うんです。

じゃなくて、もっと地に足のついた保存の仕方とか、それから取組をしていただいている若者、後継者へのつなぎをどうするのか、あるいは世界というので欧米の人が非常に注目されていらっしゃると思いますので、本当にその辺の核的なものをしっかり見失わないで、20周年に向けた15周年ということ、せっかく15市町が集まって実行委員会をつくって、155団体が実行委員会に入っているってすばらしいことだと思いますので、これはぜひ馬鹿曲を一回見に行ってみてください。その橋を。知事、一回見て。答弁をもらいませんけど、本当に今でもやろうかみたいな感じなんですけど、じゃ、誰がどうやってやるのかという仕組みがないんですね。

時間がないので、農林水産部長には御答弁いただきませんが、例えば、みえ森と緑の県民税なんかを活用して、できる山道ですので、できるんだと思うんです。それは市町が中心になってやらないといけない、県は応援するというお立場だと思いますが、課題はそういうところにあるかと思います。実行委員会の持つ課題は。ぜひ20周年に向けた取組のホップ、第一歩として15周年を取り組んでいけたらなと思います。

もし、何か知事、御答弁あったらよろしくお願いします。通告してなかったですけども。世界遺産エリア以外のところですね。

○知事（鈴木英敬） 今、東議員がおっしゃっていただいたように、今回15市町の皆さんに実行委員会に入っていたいただいたことを、一過性のイベントに終わらせず保全、その他のことにしっかりこれからもコミットメントしてもらう、そういう仕組みづくりに向けて検討していきたいと思います。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。ぜひ成功していただきたいと思いますし、20周年に向けてそういう人のつながりを大事にしていきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 次に、舟橋裕幸議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

[22番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。最後、しっかり関連質問させていただきたいと思います。2期目、初めてですけれども、何とか戻ってこれることができました。明日死んでも悔いが残らないように4年間頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、舟橋議員の関連質問ということで、消防団員の安全、健康管理についてということで伺います。

消防庁は本年5月31日、各都道府県の消防防災主管部長に対して、消防職員、消防団員の安全管理、とりわけ熱中症対策の再徹底について通知を発出しているところです。

特に自然災害とも言われるような猛暑の中で毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあるとのこと。このことから都道府県に対して、各消防本部、消防学校、各消防団に熱中症対策を含めた安全管理体制及び健康管理体制について改めて点検すること、消防庁の安全管理マニュアル、環境省の暑さ指数等の指標を参考にしながら、熱中症対策に万全を期すことを求めています。

そこで2点伺います。消防団員の公務による事故の件数というのは、まずどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

また、夏季訓練等での熱中症に起因する事故は、どのように把握をしているのか伺います。

次に、県はこの通知に基づいてどのような点検を行っているのか、どのように熱中症対策に万全を期すように市町や各消防団に働きかけをしてきたのか、この点についてまず伺いたいと思います。

○防災対策部長（日沖正人） 消防団の熱中症対策でありますけれども、議員から先ほどございました消防庁からの通知につきましては、毎年この時期に出されておりまして、県においてもその周知を図ってきたところであります。

今年も5月31日付で、県としても5月31日付で消防職団員の安全管理と熱中症対策の再徹底についてということで、通知を出したところでございます。

消防団の活動におきましては、その役割も考えますと、熱中症対策に万全を期すということは重要だと考えておりますので、まず県からもこの通知だけでなく、この機会を捉えて注意喚起をしていきたいと考えておまして、具体的には、一つは現在、全市町を訪問しての消防団の現状や課題に関する意見交換会を始めているところであります。ここには市町の担当課長のほか、消防団の団長や幹部も出席をしてもらうことになっておまして、そうした意見交換会を5月下旬から始めたところでありまして、8月にかけて行うということにしておりますので、その中でも改めて熱中症対策の再徹底について依頼をしていきたい。

それから、もう一つは、この6月25日に開催される県内の全ての消防団長が参加する会議などもございますので、その場でも熱中症対策を含めた安全管理体制、あるいは健康管理体制について改めて点検をしていただくように啓発をしていきたいと考えております。

それから、さらに警防活動時等における安全管理マニュアル、あるいはもう一つ訓練時における安全管理マニュアルというのもございますので、そうした機会の中で熱中症対策の項目も、両マニュアルについてもきちんと掲載をしておりますので、その活用の徹底も含めて図ってまいりたいというふうに考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 具体的に平成21年から繰り返し通知を出してきて、万全を求めてきたということなんですけれども、具体的にどういうふうによりよくなってきたかということ、これからしっかりつかんでいただきたいなと思いますし、水分補給や休憩を小まめにとるとか、看護師を配置するとかということも考えられるでしょうし、例えば議員の挨拶を全てカットするとか式典を短縮していくということも大事だと思いますし、そもそも何で熱中症のリスクが最も高い真夏にやらなあかんのかということも含めて、みんなでやっぱり議論していくということが大事だと思います。

昨日の夜ですけれども、ちょっとおもしろい場へ行きました、伊賀青年会

議所の6月例会というところで、知事と若者と語るということで、私も若者の一人として行ってきたわけなんですけども、その中で知事がお帰りになった後なんですけども、6人、7人のグループで、どうやって地域の活動に参加してきたかという話、グループ討議みたいなのをした中で、やっぱり消防団のことが少し出て、消防団の皆さんは地域の担い手として頑張ろうとしているんですけども、結構地域の大先輩の意を受けて、義務的に活動しているのではないかという、そういう声とか、長い歴史を持っている組織の中で一つ一つの物事を見直すというのは相当な、想像以上に大変なエネルギーが要するという。でも、若者自身は地域の人とか同世代とかとつながって、やっぱり地域をもっと盛り上げていきたいという意欲はあるということ、そういう声を聞いてきました。

いろいろ団員の確保というのが問題になっていますけれども、大事なことは私たち末端の団員自らが同世代や近い世代に消防団のことを肯定的なメッセージをやっぱり伝えていくということが団員の確保にとって大事だと思うんです。今の答弁を聞いていたら、団長とか団の幹部の方との接点というのが多いというふうに聞いていましたけれども、本当に私のような末端の団員のふだん感じていることとか、もっとこういうふうに見直していったらよりよくなるのではないかという、そういう建設的な声というのはたくさんあるかと思います。

末端の団員の声も拾えるような何か意識調査とかアンケート調査、ぜひ県として実施をして、どういうことをやれば団員の確保につながってきたり、生き生きと活動できるような体制になってくるかということをやぜひ検討していただきたいと思うんですけども、通告に知事と丸を打っておきましたので、感想がありましたら若者に向けて一言お願いします。

○知事（鈴木英敬） 消防団応援の店の制度をつくるときも、一定、消防団に参加する、団長とかえらい人たちだけじゃなくて、御意見をお聞きしましたけれども、またそこから年数もたっていますので、どういう仕組みがいいのか、ふだん働いておられて、さらに消防団をやっておられて、それで御意見

をお聞きするのに負担がないということも大前提の中で、どういうふうにご意見を聞けばいいかを、少し市町の方々とか消防団の皆さんと相談してみたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） じゃ、きれいにまとまったところで、皆さん一日お疲れさまでした。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明15日から27日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明15日から27日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月28日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時22分散会